

横浜みどりアップ計画の推進について

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）については、平成 21 年度から 5 か年の取組として、横浜みどり税を財源として積極的に活用し、施策・事業を進めております。

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の平成 24 年度の事業・取組の進捗状況、平成 26 年度以降の緑施策について報告します。

1 平成24年度の事業・取組の進捗状況について（1月末時点）

【平成 24 年度事業目標及び進捗状況〔1月末時点〕（別紙 1）】

2 平成26年度以降の緑施策について

【平成 26 年度以降の緑施策について（別紙 2）】

【平成 26 年度以降の緑施策（素案）（別紙 3）】



横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）
平成 24 年度事業目標及び進捗状況〔1月末時点〕

1 平成 24 年度事業目標及び進捗状況について

(1) 樹林地を守る

【凡例】	●：新規事業（横浜みどり税充当）	◎：拡充事業（横浜みどり税一部充当）
	◇：新規事業等（横浜みどり税非充当）	・：事業費のないもの

施策方針/事業・取組	平成 24 年度事業費 [百万円]		平成 24 年度 事業目標	進捗状況 (平成 25 年 1 月末時点)
	総額	横浜 みどり税 充当額		
継続保有の促進				
1 ● 緑地保全制度等の拡充	-	(-)	・制度案策定	・制度案について検討 ・調整中
2 ◇ 篤志の奨励制度	-	(-)	・推進	・推進中
維持管理推進				
3 ◎緑地再生等管理事業	713	(569)	・緑地再生管理 ：205ha	・市民の森・ふれあい の樹林等の管理作業 ：114ha
			・樹林地維持管理助成	・助成金交付受付 ：93 件
			・危険斜面整備	・施工済み：4 箇所 ・施工中：9 箇所 ・設計中：1 箇所
4 ◎市民協働による緑地 維持管理事業	20	(19)	・推進	・保全管理計画策定 (中田宮の台市民の森 等 2 箇所) ・保全管理計画策定中 (下永谷市民の森等 4 箇所)
5 ●森づくりリーダー等 育成事業	3	(3)	・森づくりボランティア 育成：55 人	・森づくりボランティア 育成：41 人
			・森づくりリーダー 育成：5 人	・受講者募集中 (2 月実施予定)
			・はまレンジャー育成 ：5 人	・研修会等を準備中 (3 月実施予定)
6 ●樹林地管理団体活動 助成事業	8	(8)	・愛護団体活動支援 ：25 団体	・道具の貸出：7 団体
			・森づくりボランティア 活動支援：19 団体	・助成交付：1 団体 ・道具の貸出：4 団体

施策方針/事業・取組	平成24年度事業費 [百万円]		平成24年度 事業目標	進捗状況 (平成25年1月末時点)
	総額	横浜 みどり税 充当額		
利活用促進				
7 ●森の楽しみづくり事業	38	(38)	・景観の森・生き物の森事業：5ha	・作業準備中（三保市民の森、追分市民の森、境木ふれあいの樹林）
			・森の中のプレイパーク事業：1箇所	・7回実施（107人）
			・森の収穫物体験事業：4回	・8回実施（404人）
			・里山ライフ体験事業：4回	・9回実施（408人）
			・健康の森事業：18回	・16回実施（515人）
			・横浜の森の自然・生き物情報発信事業：推進	・ガイドマップ作成（三保市民の森） ・ガイドマップ作成中（白根・上山ふれあいの樹林、中田・鯉ヶ久保・上矢部ふれあいの樹林）
			・間伐材活用クラフト作成事業：推進	・12回実施（582人）
			・森の恵み塾事業：3拠点で実施	・市内各所で72回実施（6,208人）
8 ●みどりの夢かなえます事業	9	(9)	・助成団体：3件	・事業化決定：4件
9 ◎間伐材資源循環事業	10	(9)	・間伐材作業チップ化作業支援：40回	・チップ化作業支援：11回実施 ・間伐材マネジメント研修：1回実施（12人）
			・間伐材利活用方法の検討：推進	・間伐材利活用方法検討中
10 ◇愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業	20	(-)	・設計：1箇所	・設計中：1箇所（鴨居原市民の森）
			・整備：2箇所	・整備済み：1箇所（新治市民の森） ・契約手続き中：1箇所（瀬谷市民の森）

施策方針/事業・取組	平成24年度事業費 [百万円]		平成24年度 事業目標	進捗状況 (平成25年1月末時点)
	総額	横浜 みどり税 充当額		
11 ◇ウェルカムセンター 整備事業	35	(-)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計：2箇所 ・展示設置等：2箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計中：2箇所 (舞岡・虹の家、 寺家・四季の家) ・展示設置済み：1箇所 (自然観察センター) ・整備中：1箇所 (にいはる里山交流 センター)
12 ◎特別緑地保全地区指定 等拡充事業	11,522	(1,389)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定面積：309.9ha ・買取り対応予定面積 ：約42ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規指定面積 ：66.4ha ・買取り対応：35.6ha
13 ・よこはま協働の森基金 制度の見直し	-	(-)	・制度運用	・制度運用中
14 ・国への制度要望	-	(-)	・推進	・6月、8月に実施

(2) 農地を守る

【凡例】 ●：新規事業（横浜みどり税充当） ◎：拡充事業（横浜みどり税一部充当） ◇：新規事業等（横浜みどり税非充当） ・：事業費のないもの

施策方針/事業・取組		平成24年度事業費 [百万円]		平成24年度 事業目標	進捗状況 (平成25年1月末時点)
		総額	横浜 みどり税 充当額		
継続保有の促進					
15	・生産緑地制度の活用	-	(-)	・制度運用	・12月5日都市計画変更 ：7件、3,359m ² 追加指定 (うち指定基準の緩和による指定 ：2件、1,924m ²)
16	●農園付公園整備事業	322	(113)	・用地確保：2.0ha ・基本・実施設計 ・施設整備：2.2ha	・用地確保：1.3ha ・基本・実施設計実施中 ：2箇所 ・基本・実施設計完了 ：1箇所
17	◇特定農業用施設保全事業（農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減）	2	(-)	・制度運用	・契約締結：32件
農業振興					
18	◇共同直売所の設置支援事業	31	(-)	・備品等購入助成	・事業決定：1件 ・相談：1件
19	●収穫体験農園の開設支援事業	72	(72)	・収穫体験農園整備 ：6.0ha	・事業決定 ：4.4ha(34箇所)
20	●食と農との連携事業	8	(8)	・地産地消の連携の取組：5件	・実施済み：6件
21	◇施設の省エネルギー化推進事業	54	(-)	・温室内多層カーテン等設置助成：3.0ha	・事業決定 ：3.6ha(55件)
22	◇生産用機械のリース方式による導入事業	46	(-)	・生産用機械の導入助成：25件	・事業決定：28件
農地保全					
23	◇集団的農地の維持管理奨励事業	30	(-)	・支援対象面積 ：640ha	①集団的農地保全団体支援事業 ：実施承認 645.9ha(49団体) ②公益施設維持管理奨励事業 ：実施承認 43団体 ③農の散歩道育成事業 ：実施承認 4団体 ④集団的農地維持管理補助事業 ：補助交付決定 3地区

施策方針/事業・取組		平成 24 年度事業費 [百万円]		平成 24 年度 事業目標	進捗状況 (平成 25 年 1 月末時点)
		総額	横浜 みどり税 充当額		
24	●水田保全契約奨励事業	35	(35)	・水田保全契約面積 ：115ha	・承認予定面積 ：114.5ha (うち新規承認 ：4.8ha)
25	◇かんがい施設整備事業	31	(-)	・かんがい施設整備 ：2 地区	・補助申請受理・交付 決定済み：3 地区
26	●不法投棄対策事業	20	(20)	・夜間警備委託 ：33 地区 ・住民パトロール・ 清掃支援：20 地区	・夜間警備 ：33 地区で実施中 ・支援用品配付中 ：13 地区
27	●環境配慮型施設整備 事業	81	(81)	・農薬飛散防止ネット ：7.5ha ・牧草による環境対策等 ：15 地区 ・その他施設整備 ：6 件	・事業決定 ：2.4ha (15 件) ・事業決定：10 地区 ・事業決定：12 件
担い手育成					
28	◇機械作業受託組織育成 事業	24	(-)	・農業機械導入支援 ：1 地区 ・組織育成支援 ：2 地区	・事業決定：1 地区 ・組織育成：2 地区
29	◇担い手コーディネーター 育成・派遣事業	4	(-)	・市民農園コーディ ネーター育成研修 ：1 回 ・援農コーディネーター ：2 組織	・育成研修：2 回実施 ・協定を締結した組織 の支援：2 組織
30	◇農業後継者・横浜型 担い手育成事業	27	(-)	・経営改善支援 ：28 件 ・農業後継者育成 ：12 人	・事業決定：48 件 ・農業後継者育成 ：6 人
31	●農地貸付促進事業	17	(17)	・長期貸付開始農地 ：17.3ha	・長期貸付開始農地 ：16.2ha
確実な担保					
32	●市民農園用地取得事業	976	(69)	・用地測量 ・用地取得：1.7ha	・用地測量 ・用地取得：1.3ha
33	●農地流動化促進事業	21	(21)	・対象農地面積：6ha	・新規の貸借：11.0ha
34	・国への制度要望	-	(-)	・推進	・8 月に実施

(3) 緑をつくる

【凡例】 ●：新規事業（横浜みどり税充当） ◎：拡充事業（横浜みどり税一部充当）
 ◇：新規事業等（横浜みどり税非充当） ・：事業費のないもの

施策方針/事業・取組	平成 24 年度事業費 [百万円]		平成 24 年度 事業目標	進捗状況 (平成25年1月末時点)
	総額	横浜 みどり税 充当額		
35 ◎地域緑のまちづくり事業	785	(597)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域緑化計画策定事業 <ul style="list-style-type: none"> ①新規：6 地区 ②継続：6 地区 ・地域緑化推進事業 ：12 地区 	<ul style="list-style-type: none"> ①新規： <ul style="list-style-type: none"> ・3 地区で策定中 ②継続： <ul style="list-style-type: none"> ・5 地区で協定締結が完了 ・1 地区で策定中 ・実施中：11 地区
36 ◎民有地緑化助成事業	47	(30)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園芝生化助成事業：20 園 ・区民花壇事業 ：7 箇所 ・生垣設置事業 ：100m ・屋上緑化助成事業 ：20 件 ・名木古木保存事業 ：新規指定 20 本 ・記念樹等生産配布事業：19,000 本 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成交付決定：5 園 ・助成交付決定：4 箇所 ・助成交付決定：9m ・助成交付決定：11 件 ・新規指定：10 本 ・維持管理に対する助成：61 本 ・配付：17,702 本
37 ◇公共施設緑化事業	268	(-)	<ul style="list-style-type: none"> ・2.0ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施中（2.0ha） (公立保育園 5 園、公立小中学校 8 校の芝生化含む)
38 ◇公共施設緑化管理事業	145	(-)	<ul style="list-style-type: none"> ・339 施設、31.6ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施中（31.6ha）
39 ◎いきいき街路樹事業	180	(180)	<ul style="list-style-type: none"> ・せん定本数 ：10,000 本 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施中 (せん定本数 ：10,000 本)
40 ・民有地緑化の誘導等	-	(-)	<ul style="list-style-type: none"> ・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化地域制度等推進中
41 ・建築物緑化保全契約の締結（建築物の敷地に対する固定資産税等の軽減）	-	(-)	<ul style="list-style-type: none"> ・制度運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結：14 件

施策方針/事業・取組	平成 24 年度事業費 [百万円]		平成 24 年度 事業目標	進捗状況 (平成 25 年 1 月末時点)	
	総額	横浜 みどり税 充当額			
42 ◇みどりアップ広報事業	6	(-)	・推進	・推進中	
<p style="text-align: center;"><u><平成 25 年 1 月末時点の取組実績></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・よこはま花と緑のスプリングフェア等のイベント出展等 ・平成 23 年度事業成果リーフレット作成・配布・町内会等回覧 ・10月・11月のみどりアップ月間に電車内広告やラジオ放送での PR 及び公用車等に PR 用ロゴシール貼付など重点的に広報・PR を実施 ・「みどりアップ」しています！宣言登録 10,585 件 <p style="text-align: center;">【図】PR 用ロゴシール</p>					
事業費計 ※四捨五入の関係により、合計が一致しないことがあります。	15,608	(3,287)	執行率 ・事業費総計：75.9% ・みどり税充当額総計：60.2%		

2 横浜みどりアップ計画市民推進会議について

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向け、施策・事業の評価・提案と市民への情報提供を市民参加の組織により行うため、平成 21 年 5 月に横浜市が設置した組織です。

広報誌の発行（「濱 RYOKU」第 14 号／1 月発行）

- ・広報誌「濱 RYOKU（はまりょく）」第 14 号を発行
- ・PR ボックスや、区役所などの公共施設（約 600 箇所）等で、17,000 部を配布

＜主な内容＞

- ・市民推進会議による現地調査（第 9 回調査部会）の実施報告
- ・横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の取組紹介（市民協働による緑地維持管理事業）

平成 26 年度以降の緑施策について

1 平成 26 年度以降の緑施策の特徴

< () 内は横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（平成 21 年度～平成 25 年度）の事業数・目標数値>

- (1) 市民に分かりやすく、効果の高い施策とするため、終了する事業の廃止、新たな施策体系にあわせた事業の統合・拡充などにより、事業数は 14 に整理
(4 2 事業)
- (2) 計画の根幹である緑地保全制度による樹林地の指定は、現計画での指定実績や樹林地の減少傾向に歯止めがかかってきている状況を勘案し、500ha の指定を目標として設定 (1, 119ha)
- (3) 農景観の保全に直接つながる取組、市民が農を実感できる取組を拡充して緑施策として位置づけ、農業経営を支援する取組は、農業振興策として引き続き実施
- (4) 「都心臨海部の緑花による賑わいづくり」など、市民が実感できる緑をつくる取組を強化
- (5) 都市公園での新たな取組も施策に位置づけ

<施策に位置づけた都市公園での取組の例>

- ・都市公園内のまとまりのある樹林において、樹林地の維持管理の技術指針である森づくりガイドライン等を活用した維持管理を実施
- ・都心部など多くの市民の目に触れる場所で、土地利用転換などの機会を捉えて用地を確保し、緑豊かな公園を整備
- ・山下公園などの都心臨海部の公園で、緑花による魅力づくりを実施

2 概算事業費

約 500 億円

(横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（平成 21 年度～平成 25 年度）の当初事業費（平成 21 年 4 月）：約 600 億円)

- ・平成 21 年度～平成 23 年度の実績等をもとに、概ねの総事業費を算出したものです。
- ・平成 26 年度～平成 30 年度の事業量については、市民意見募集の結果なども踏まえながら、引き続き検討します。

3 今後のスケジュール

平成 25 年 3 月	「平成 26 年度以降の緑施策」（素案）の確定
平成 25 年 4～5 月	「平成 26 年度以降の緑施策」（素案）に対する市民意見募集
平成 26 年 3 月	「平成 26 年度以降の緑施策」の確定

※市会へは隨時報告し、ご審議いただきます。

4 素案の内容

<別紙 3>

平成 26 年度以降の緑施策（素案）

横浜市環境創造局

目次

第1章 横浜の緑施策と緑の課題

1 横浜市の緑施策.....	1
2 緑がもつ役割.....	3
3 横浜の緑の現況と課題.....	4

第2章 平成26年度以降の緑施策

1 緑施策の方針.....	7
2 施策の体系.....	8
3 施策の内容.....	9
4 平成26年度以降の緑施策取組一覧・取組の展開で実現を目指す横浜の姿.....	36

資料編

1 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の評価・検証.....	40
2 市民・土地所有者意識調査の結果（概要）.....	51
3 横浜市環境創造審議会からの答申（概要）.....	57
4 市民参加の組織「横浜みどりアップ計画市民推進会議」の運営.....	58

第1章 横浜の緑施策と緑の課題

1 横浜市の緑施策

横浜市水と緑の基本計画と横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）

横浜市は、大都市でありながら、市民生活の身近な場所に水や緑の環境を有しています。この緑の環境を活かし、また、後世に引き継いでいくため、市は平成18年に策定した「横浜市水と緑の基本計画（以下、「水と緑の基本計画」）」に基づき、「横浜らしい水・緑環境の実現」に向けて、水と緑の環境を育む様々な取組を展開しています。

水と緑の基本計画では、「拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる」を基本方針の1つとして掲げ、まとまりのある樹林地や農地を中心とする緑の拠点の保全と活用を目指すこととしており、計画策定以降、計画に基づく取組が進められています。

更に、平成21年度からは、「横浜みどり税」も活用した重点的な取組として「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を推進しており、「緑の総量を維持し、長期的には向上していく」ことを目標とした取組を、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」という3つの柱で進めてきました。



図 緑の10大拠点

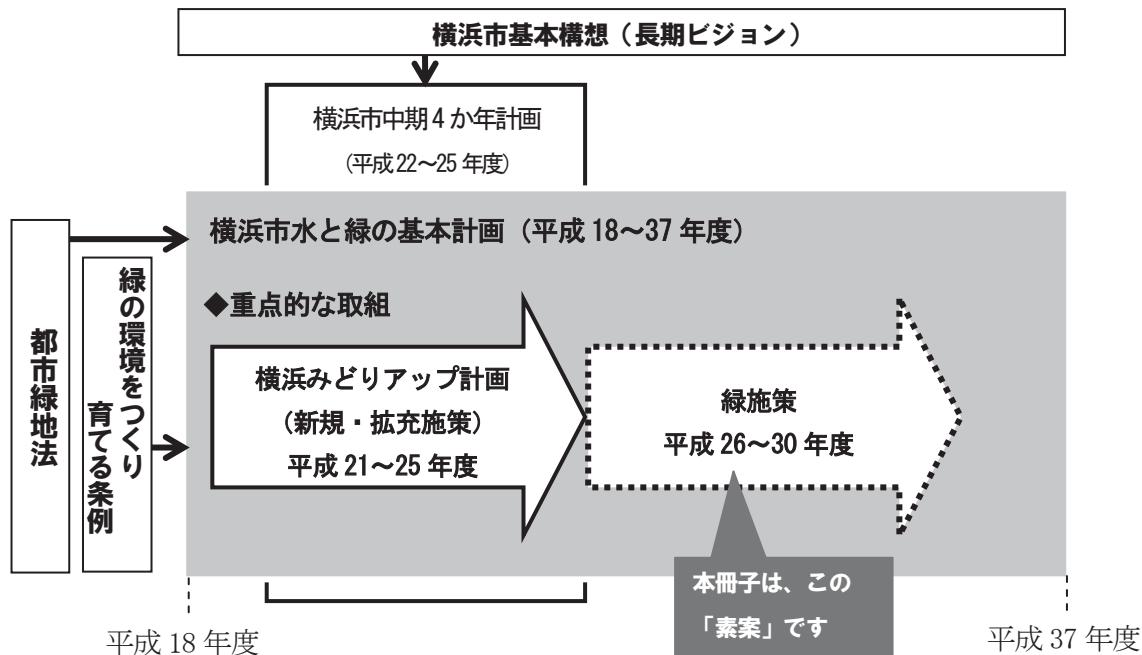
平成26年度以降に重点的に取り組む緑施策

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）は、平成25年度末までの計画ですが、この計画が終了した後も、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが重要です。また、計画期間中の社会の変化にも対応しながら、取組の成果を市民の「実感」につなげていくことが求められています。

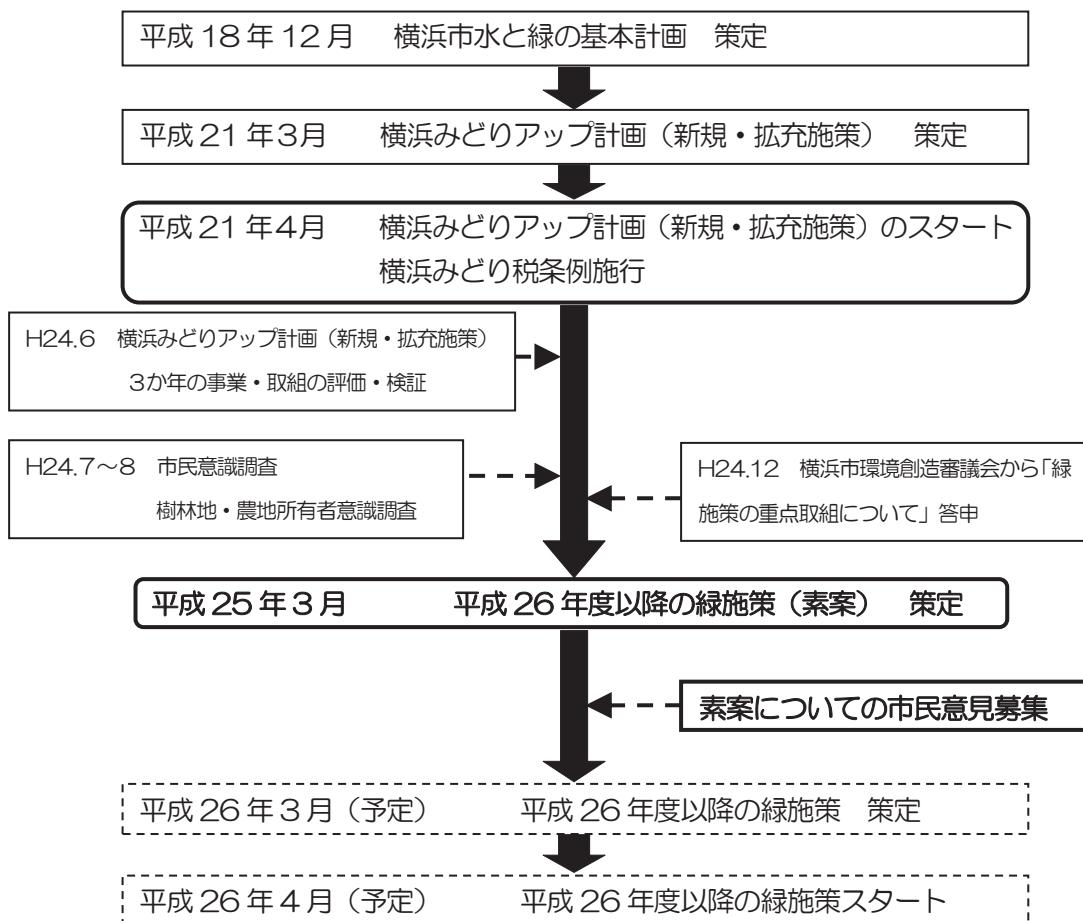
そこで、市では、これまでの取組の成果や課題、市民意識調査の結果などをふまえ、平成26年度以降に重点的に取組む緑施策の素案を取りまとめました。この素案に対し、広くご意見をいただき、平成30年度を目標年次とする新たな緑施策をとりまとめる予定です。

なお、平成24年度に実施した「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）3か年の事業・取組の評価・検証」、市民及び樹林地・農地所有者を対象とした意識調査の結果など、検討経過の資料を本冊子の資料編に記載しています。

■緑施策の位置づけ



■緑施策（素案）策定の経緯



2 緑がもつ役割

緑とともにある市民の暮らし

緑は古くから、人の生活とともにあります。

横浜には、歴史のなかで育まれてきた、山下公園や日本大通りなど臨海部の緑豊かな街並み、樹林地や農地で構成される郊外の里山など、豊かな緑の環境が存在します。

この緑の環境を活かし、季節ごとに美しい風景を見に出かける、市民農園で野菜を栽培する、近くの里山までの散策を楽しむ、といった「緑とともにある」暮らしを、大都市でありながらも営むことができるのが横浜の魅力です。そうした暮らしの豊かさを、次世代に引き継いでいくことが求められています。



日本大通り



荒井沢市民の森

暮らしを支える緑の存在

緑には、市民の暮らしを支える多様な機能があります。例えば、東日本大震災で改めて認識された防災・減災に資する機能をはじめ、生物多様性の保全やヒートアイランド現象の抑制など都市環境を保全する機能、豊かな水環境形成につながる地下水涵養機能や、美しい街をつくる景観形成機能などがあり、これらの多様な機能が十分に発揮される環境を整えていく必要があります。

緑の多様な機能

 いざ！という時に避難場所となる公園や農地 防災機能	 生き物が住みやすい都市は人も住みやすい 生物多様性の保全機能	 緑があると夏でも涼しい ヒートアイランド現象抑制機能
 洪水を防ぐ森や田んぼ 地下水涵養・遊水機能	 美しい街は誰もが住みたい街 景観形成機能	 農地が側にあり新鮮な野菜が食べられる 食料供給機能

震災後に再評価！
緑のコミュニティ醸成機能

公園や市民の森など緑の空間は、様々な人・世代が集まる都市のオアシスです。緑の空間を拠点に、日ごろから多彩な活動が展開されている地域では、「いざ」という時にも助け合えるのではないかでしょうか。

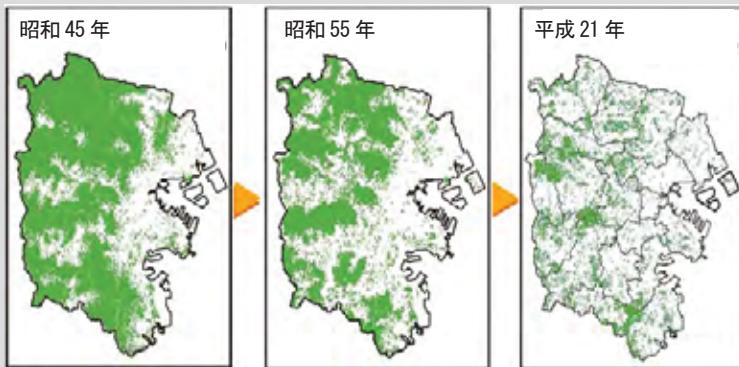
公園での青空サロン（南区）

3 横浜の緑の現況と課題

横浜の緑の現況

横浜の緑の量は、都市化とともに大きく減少してきたため、市では平成21年度から、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に基づき、緑の減少を防ぐ取組や、市街地における緑の創出を進め、成果が出てきています。

▶緑は都市化とともに減少してきました



平成21～23年度の取組により

▶樹林地の保全が進みました

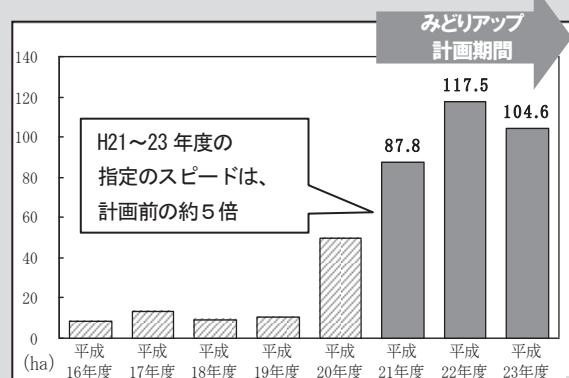


図. 緑地保全制度による年度ごとの新規指定面積の推移

▶山林（樹林地）の減少傾向が鈍化しました

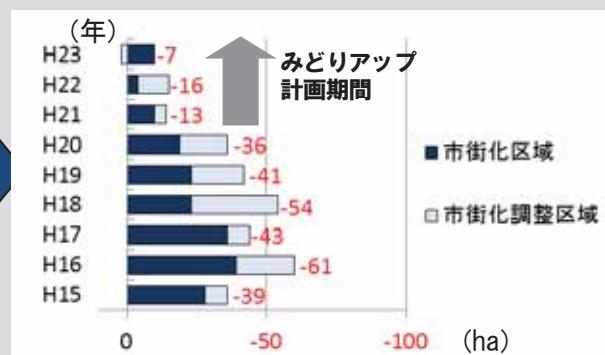


図. 山林減少面積の推移
(固定資産税の課税対象となる土地面積から算出した参考値)

▶緑を創出する取組、水田の保全や地産地消の取組が進みました



横浜の緑の課題

山林（樹林地）の減少傾向が鈍化してはいるものの、保全すべき樹林地は多く残っており、継続した取組を進めていくことが必要です。また、保全・創出した緑を良好に育む取組や、市民と緑との関わりを深める取組を進めることも求められています。市民や事業者の参画を得ながら、生物多様性の保全や、農体験の場など市民が緑とふれる場づくり、街の魅力の創出など、緑の質の充実を進めていく必要があります。

**▶緑の10大拠点内にも
保全すべき樹林地は多く残っています**

図. 緑の10大拠点内の緑地保全制度指定状況 (H23)

**▶生物多様性の向上など、緑の質を充実させ
ることが必要です**

写真左：手入れがされていない森
写真右：森の維持管理活動の様子

**▶「農」とのふれあいを求める市民が
増えています**

活動内容	現在行っている (%)	今後行ってみたい (%)
横浜の農産物を買うなどの地産地消	54.8%	27.4%
イチゴ狩りや芋掘りなどの収穫体験	18.2%	33.4%
市民農園など、一年を通して野菜の栽培	6.3%	32.4%
谷戸や里山を守る活動	1.4%	30.7%
ボランティアなどによる農家の支援	2.4%	20.8%

■現在行っている □今後行ってみたい

図. 市民が「農」に関して、現在行っていること、
今後行ってみたいこと
(横浜の緑に関する市民意識調査：平成24年7月)

▶街の魅力をつくる緑の創出が必要です

商業・業務ビルの敷地内に緑の空間を設け、
賑わいの創出につながっている例



第2章 平成 26 年度以降の緑施策

1 緑施策の方針

施策の理念：みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

施策の理念のもと、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 か年の緑施策展開による目標を、次のとおりとします。

5か年の目標

1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度の指定による樹林地の担保量が増加、水田の保全面積が増加、市街地で緑を創出する取組が進展 など

2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など生物多様性に配慮した取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など

3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

この目標の実現に向けて、平成 26 年度以降の緑施策では、次の 3 つの施策の柱と、効果的な広報に重点的に取り組みます。施策の体系や具体的な内容は、次頁以降に記載しています。

施策の柱

施策の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

森（樹林地）の多様な役割に配慮しながら、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。

施策の柱 2 市民が身近に農を感じる場をつくる

景観や生物多様性の保全など農地が持つ環境面での役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

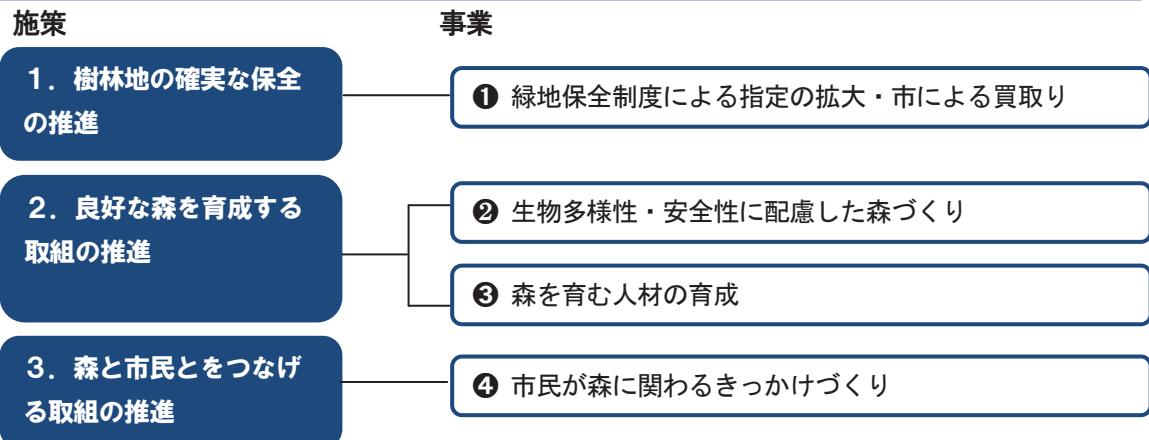
施策の柱 3 市民が実感できる緑をつくる

街の魅力を高め賑わいづくりにつながる緑や地域の緑、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組みます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。

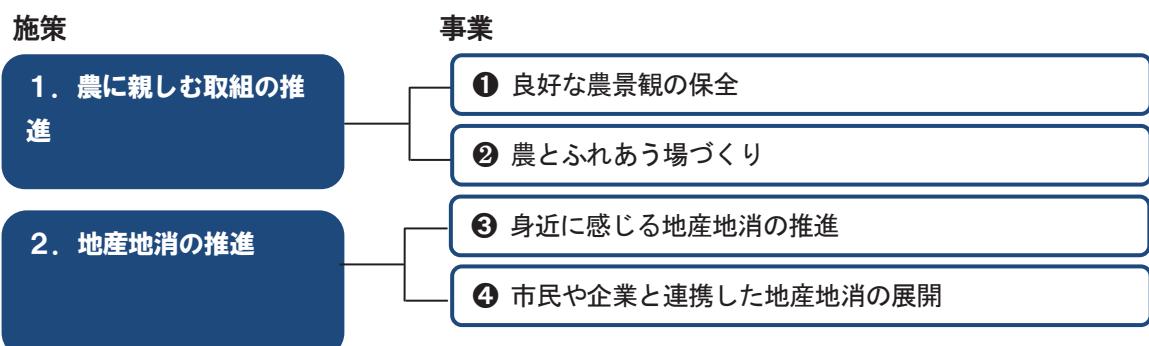
効果的な広報の展開

2 施策の体系

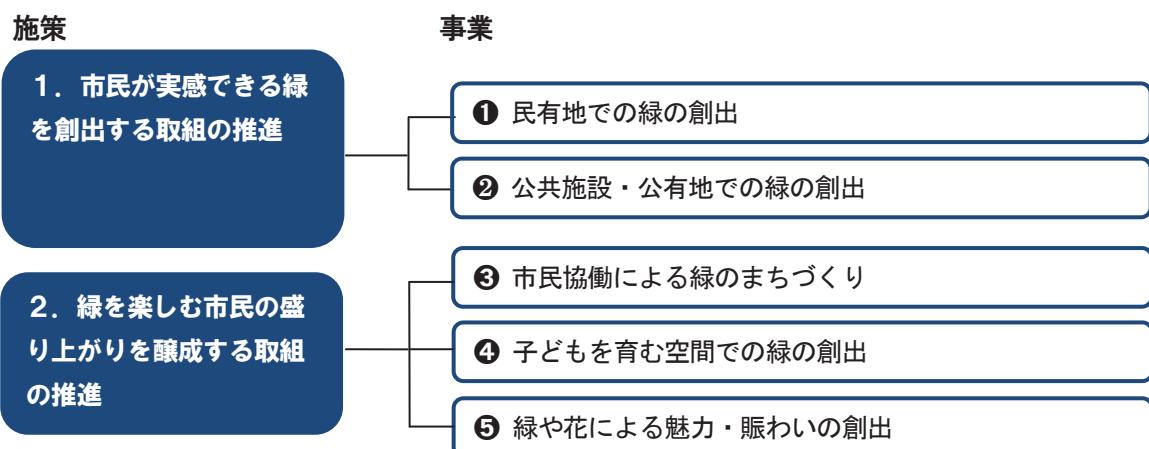
施策の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む



施策の柱 2 市民が身近に農を感じる場をつくる



施策の柱 3 市民が実感できる緑をつくる



効果的な広報の展開

3 施策の内容

施策の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

森（樹林地）の多様な役割に配慮しながら、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。

概要

まとまりのある緑の空間は、都市の骨格をつくり、クールスポットであると同時に生物生息の場であり、洪水抑制や避難場所になるなどとして防災・減災にも役立ちます。さらには、樹林地や農地が一体となって横浜らしく美しい景観を形成している地域も存在します。これらを次世代に引き継いでいくため、森のもつ多様な役割に配慮しながら、土地の所有者や地域の住民など、市民・事業者とともにその保全や育成をより一層進めます。



三保・新治地区のまとまりのある森

取組の内容

施策1. 樹林地の確実な保全の推進

- 事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

施策2. 良好的な森を育成する取組の推進

- 事業② 生物多様性・安全性に配慮した森づくり
(1) 森づくりガイドライン等を活用した森の育成
(2) 指定された樹林地における維持管理の支援
(3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上
(4) 間伐材の有効活用

- 事業③ 森を育む人材の育成
(1) 森づくりを担う人材の育成
(2) 森づくり活動団体への支援

施策3. 森と市民とをつなげる取組の推進

- 事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり
(1) 森の楽しみづくり
(2) 森に関する情報発信

施策1. 樹林地の確実な保全の推進

事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

市内に残る樹林地の多くは民有地であり、まとまりのある樹林地を保全して次世代に引き継ぐためには、土地を所有する方が、できるだけ持ち続けられるよう支援することが必要です。そこで、緑地保全制度の指定により土地所有者への優遇措置を講じることで、樹林地を保全します。また、土地所有者の不測の事態等による、樹林地の買入れ申し出に対応します。

(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

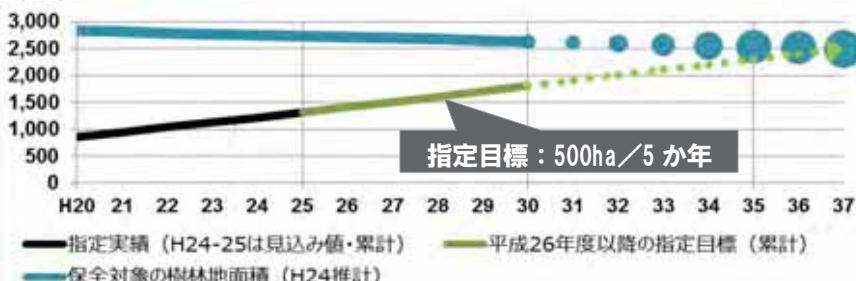
◆緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の保全

所有者ができるだけ樹林地を持ち続けられるよう、固定資産税の減免などの優遇措置の適用や維持管理などの負担軽減が可能となる緑地保全制度の指定を進め、樹林地を保全します。

樹林地の指定目標：5か年で 500ha の指定を目指します

平成 21～25 年度までの取組と同様、一定期間を定め、期間の最終時点(※)で残る保全対象樹林地を全て指定することを目標に、平成 21～23 年度の指定実績と同等のペースで指定します。

※これまでの取組により樹林地の減少傾向が鈍化しているため、水と緑の基本計画の目標年次である平成 37 年度末に設定



図：保全対象となる樹林地の面積と平成 26 年度以降の指定目標

◆土地所有者の不測の事態等による土地の買取り

特別緑地保全地区等の指定地で、所有者の不測の事態等が発生し、市へ土地の買入れ申し出があった場合に、市が買取り対応します。



緑地保全制度の指定により保全された樹林地

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	緑地保全制度による新規指定 : 500ha	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21～23 年度の指定実績、樹林地の減少傾向が鈍化していることを踏まえて設定 市による買取りの想定面積（平成 21～23 年度の実績を踏まえて想定）: 108ha

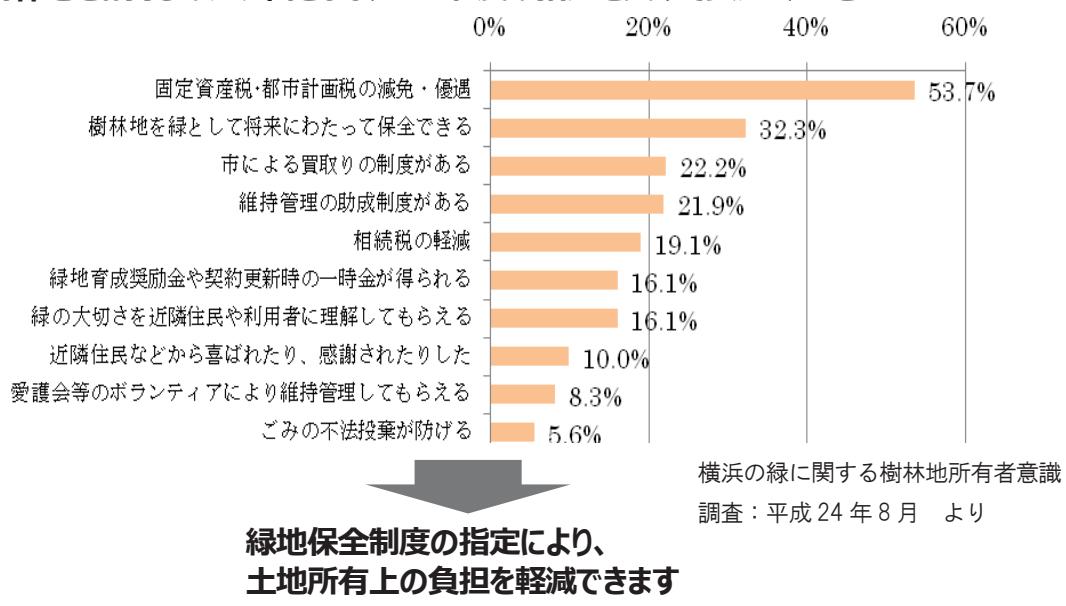
緑地保全制度とは？

緑地保全制度は、樹林地を中心とする緑地を保全するための制度で、法律に基づく制度と条例に基づく制度があり、土地所有者の意向や土地の特性に合わせて制度の指定を進めます。緑地保全制度により指定されると、土地の形質の変更（木竹の伐採、建築など）などに制限を受けます。

表：代表的な緑地保全制度の特徴

制度の名称	根拠法令	特徴	主な優遇措置
特別緑地保全地区	都市緑地法	まとまりのある貴重な緑地を、都市計画により永続的に保全します。	①固定資産税評価額が1/2 ②相続税評価額8割減（課税地目：山林・原野） ③市への買入れ申し出が可能
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域内で良好な自然環境を形成する相当規模の緑地を、都市計画により永続的に保全します。	
市民の森	・緑の環境をつくり育てる条例 ・各制度の詳細を定める要綱	所有者の御協力のもと、緑地を保全するとともに市民の憩いの場として利用させていただく制度です。	①固定資産税及び都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金の交付 ③契約更新時に継続一時金の交付 ④不測の事態等が発生した場合、市が買入れ申し出に対応
緑地保存地区		市街化区域に残る身近な緑地を保全する制度です。	①固定資産税及び都市計画税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付
源流の森保存地区		市街化調整区域に残る良好な緑地を保全する制度です。	①固定資産税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付

樹林地をお持ちの方に聞きました～制度の指定を受けて良かったことは～



施策2. 良好的な森を育成する取組の推進

事業② 生物多様性・安全性に配慮した森づくり

樹林地の維持管理（森づくり）を行う際の技術指針である森づくりガイドライン等を活用し、生物多様性の保全、利用者の安全性や快適性の確保、良好な景観形成など、森に期待される多様な役割に配慮した森づくりを推進します。また、緑地保全制度の指定を受けた土地を所有する方の維持管理負担を軽減するための支援を行います。

（1）森づくりガイドライン等を活用した森の育成

◆森づくりガイドライン等を活用した維持管理の推進

市民の森、市有緑地及び都市公園内のまとまった樹林を対象に、維持管理の技術指針である森づくりガイドライン等を活用し、生物多様性の保全や利用者などの安全確保のため、愛護会などと連携して森づくりを推進します。また、散策路などの施設の修繕や維持管理に必要な施設の整備を行います。



森づくりを推進している樹林地

◆保全管理計画に基づく森づくりの推進

森ごとに具体的な管理の計画を定めた「保全管理計画」を策定し、愛護会などと連携して森づくりを推進します。

（2）指定された樹林地における維持管理の支援

所有者の維持管理負担を軽減するため、緑地保全制度により指定した樹林地の外周部などで土地所有者が行う危険・支障樹木の管理作業を支援します。これにより、緑地保全制度の指定を推進します。

（3）生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上

防災や安全面の対策が必要な緑地の法面を対象に、生物多様性にも配慮した法面整備を推進します。

（4）間伐材の有効活用

チッパーの貸し出しなどにより、間伐材の有効活用を推進します。

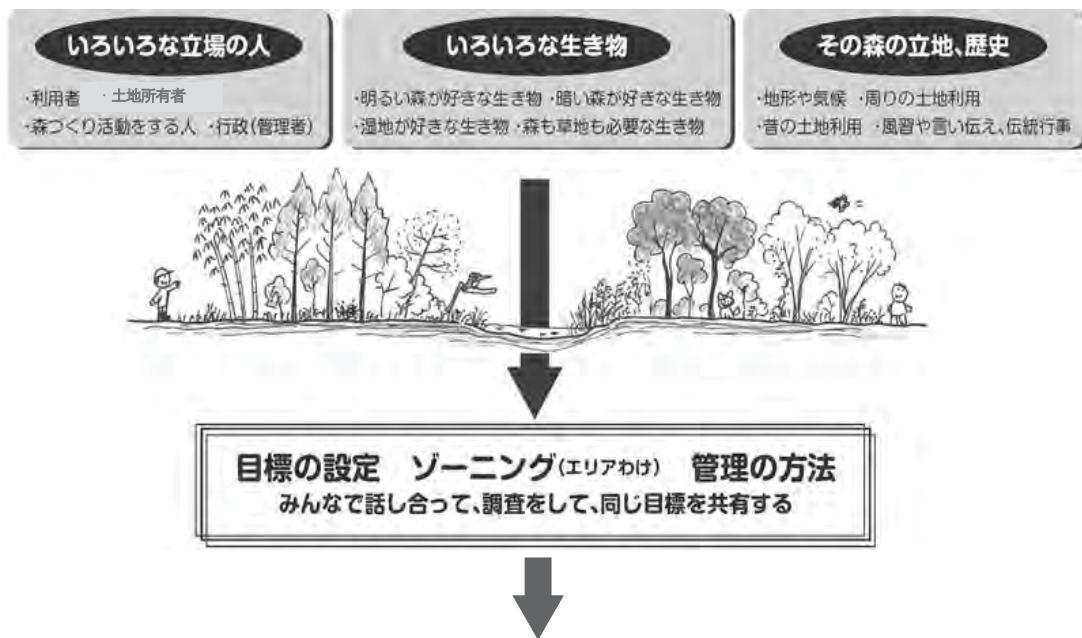
取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
②	(1)森づくりガイドライン等を活用した森の育成 (2)指定された樹林地における維持管理の支援 (3)生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上 (4)間伐材の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ●ガイドライン等を活用した維持管理：推進 ●保全管理計画の策定： 樹林地 15か所 公園 10か所 維持管理の支援：650件を想定 法面の整備：10か所 チッパーの貸し出し：推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園内のまとまった樹林も対象に追加 ・維持管理（森づくり）の対象 樹林地：市民の森、ふれあいの樹林等 公園：35か所 ・緑地保全制度により新規に指定された樹林地への支援を充実 ・間伐材の活用方法も検討

森づくりガイドラインの活用と保全管理計画

「森づくりガイドライン」は、森の維持管理をするための手法などが整理された技術指針です。「保全管理計画」は、このガイドラインを活用して具体的な管理の計画を定めたものです。

保全管理計画をつくる際には、市民の森等に携わる様々な立場の人（利用者や土地所有者、森づくり活動をする人、行政など）や森のいきもの、地域の文化や伝統なども生かしながら、目標となる森の姿を考えます。これまでに市内9か所（平成23年度末時点）の樹林地で計画を策定しました。



生物多様性や安全性に配慮した森づくり（維持管理）の実施

森づくりガイドラインは市ウェブサイトで公開しています

多彩な顔をもつ横浜の森

横浜の森は、実に多様な顔を持っています。田んぼや川に水を供給する水源の森や、子どもたちが昆虫を探しにやってくる生き物を育む森、四季折々の花が咲き、爽やかな風が吹き抜ける散策コースなど、いずれの森も、市民の暮らしを豊かにしてくれます。

こうした森を、次世代に引き継ぐための取組を、市民や事業者とも連携しながら進めています。



まさかりが淵（戸塚区）



荒井沢市民の森（栄区）



竹細工を体験する子どもたち

事業③ 森を育む人材の育成

市民や事業者と市の協働により森を育む取組を進めるため、森づくり活動に取り組む市民や団体を対象に、活動のための知識や技術に関する研修を実施し、森を育む「人」を育てます。また、森づくり活動を行う団体を対象に、活動に必要な支援を行います。

(1) 森づくりを担う人材の育成

◆森づくり活動団体向けの取組

森づくり活動に取り組む団体のスキルアップにつながる研修を実施します。

- | | |
|-----------|---|
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な知識と安全確保のための研修 ・ 活動のスキルアップを図る研修 ・ リーダーを養成するための研修 |
|-----------|---|



森づくりボランティア養成講座

◆森づくりボランティア(登録者)向けの取組

森づくりボランティアの登録者を対象とした、活動スキルなどを学ぶ研修を開催するとともに、ボランティアが森づくり活動団体へ加入するための橋渡しを行います。また、ニュースレターやウェブサイトを活用し、森づくりに関する情報発信を行います。

(2) 森づくり活動団体への支援

- ・ 森づくり活動などに対する助成
- ・ 森づくり活動に必要な道具の貸出し
- ・ 専門家派遣による団体間の交流や連携、課題解決に向けた支援

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
③	(1) 森づくりを担う人材の育成 (2) 森づくり活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 森づくり活動団体の育成：推進 ● 森づくりボランティアへの情報発信、広報・PRの充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 森づくり活動団体への支援： のべ 50 団体 ● 公園内のまとまった樹林で活動する公園愛護会への支援： のべ 50 団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園の樹林で活動する公園愛護会を支援の対象に追加 ・ 支援内容：活動に対する助成、道具の貸出し、専門家の派遣

施策3. 森と市民とをつなげる取組の推進

事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり

森に関わる市民の裾野を広げるため、森に関するイベントや講座の開催などにより、市民が森に関わるきっかけを提供します。また、ウェルカムセンターを活用し、森に訪れた市民が、横浜の森について理解を深めることができるような環境整備や情報提供を行います。

(1) 森の楽しみづくり

◆森に関わるきっかけとなる親子で参加できるイベントや広報の実施

区民まつりなど各区での催しに合わせ、森に関わるきっかけとなるイベントや広報活動を展開します。特に、森に関わる第一歩として、親子で参加できるイベントの充実などに取り組みます。



イベントの様子

◆自然解説、プログラムリーダーの育成

森を楽しむためのプログラムを自ら企画・運営できる人材を育成するための講座などを開催します。

(2) 森に関する情報発信

◆市民の森・ふれあいの樹林のガイドマップ作成

市民の森・ふれあいの樹林のガイドマップを作成し、市民が気軽に森を訪れ、楽しむ環境づくりを推進します。

◆ウェルカムセンターの運営

ウェルカムセンター5館における展示解説、自然体験や環境学習の機会の提供を、企業のCSR活動などと連携しながら実施し、市民が森について理解を深めるための取組を推進します。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
④	(1)森の楽しみづくり	●イベント実施及び広報活動： 180回	イベント・広報は、区民まつり会場、市民の森、市内の緑地で開催（18区で2回/年程度）
	(2)森に関する情報発信	●ガイドマップ作成：新規に指定された市民の森等を対象に作成 ●ウェルカムセンターの運営：推進	・ウェルカムセンター：自然観察センター、にいはる里山交流センター、虹の家、四季の家、環境活動支援センター



施策の柱 2 市民が身边に農を感じる場をつくる

景観や生物多様性の保全など農地が持つ環境面での役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

概要

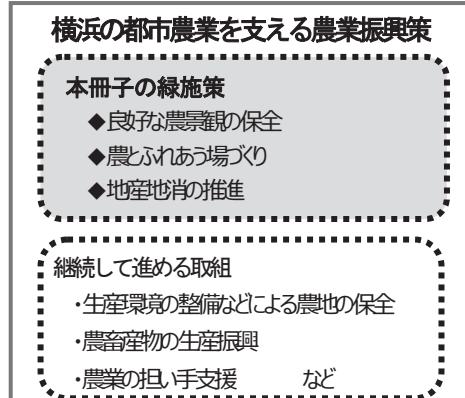
都市に潤いをもたらす横浜の農景観を保全し、次世代に引き継いでいくことが求められています。また、直売所で農産物を購入する地産地消に加え、市民農園で自ら農作物を栽培するなど「農とのふれあい」への市民ニーズが高まっています。

そこで、景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での役割に着目した「良好な農景観の保全」や、「農とふれあう場づくり」、「地産地消の推進」を重点的に展開し、市民が身边に農を感じる場をつくります。

また、横浜の都市農業を支える農業振興策として、本冊子の緑施策とあわせ、生産環境の整備などによる農地の保全、農畜産物の生産振興、農業の担い手支援などの取組も引き続き進めています。



谷戸の農景観



横浜市の農業振興策の全体像

取組の内容

施策1. 農に親しむ取組の推進

事業① 良好的な農景観の保全

- (1) 水田の保全
- (2) 特定農業用施設保全契約の締結
- (3) 農景観を良好に維持する取組の支援
- (4) 多様な主体による農地の利用促進

事業② 農とふれあう場づくり

- (1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
- (2) 市民が農を楽しみ支援する取組の推進

施策2. 地産地消の推進

事業③ 身近に感じる地産地消の推進

- (1) 地産地消にふれる機会の拡大

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

- (1) 地産地消を広げる人材の育成
- (2) 市民や企業等との連携

施策1. 農に親しむ取組の推進

事業① 良好的農景観の保全

横浜に残る農地や農業がつくりだす「農」の景観は多様です。農業専用地区に代表される、集団的な農地から構成される広がりのある景観や、樹林地と田や畠が一体となった谷戸景観などが、地域の農景観として多くの市民に親しまれてきました。この農景観を次世代に継承するため、横浜に残る貴重な水田景観を保全する取組や、意欲ある農家・NPO法人などにより農地を保全する取組を支援します。

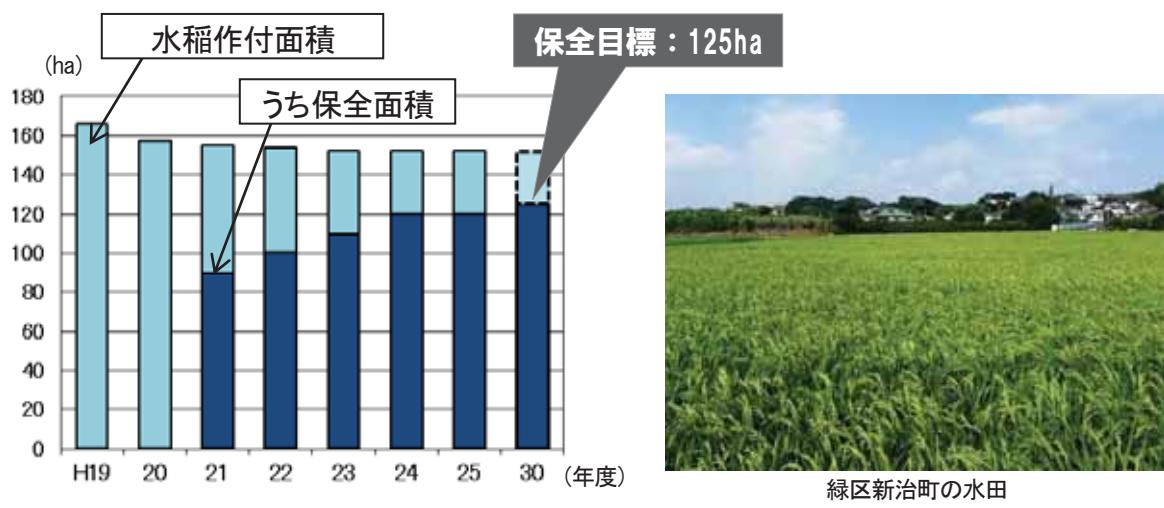
(1) 水田の保全

◆奨励による水田の継続的な保全

土地所有者が水田の保全を継続できるよう、水稻作付を10年間継続することを条件に、奨励金を交付します。

◆良好な水田景観保全のための水源の確保

水田景観を維持するために必要な水源を確保するため、まとまりのある水田のある地区を対象に、井戸の設置を支援します。



(2) 特定農業用施設保全契約の締結

農地等の保全を10年以上継続することと、農地の保全に不可欠な農業用施設を10年間継続利用することを条件として、農家の住宅敷地等にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減することにより、農地所有者の負担軽減と農地の保全を図ります。

(3) 農景観を良好に維持する取組の支援

生物多様性の保全に配慮し、周辺環境と調和した良好な農景観を保全・形成するため、農業専用地区などで地域の農業者が組織する団体の取組を支援します。

- 支援する取組
 - ・まとまりのある農地を良好に保全する団体の活動
 - ・農地に隣接する公益施設（道路側溝や水路等）の清掃などにより農地周辺の環境を良好に保全する取組
 - ・農地縁辺部に苗木や草花を植栽する取組
 - ・生物多様性に配慮した農業用水路の機能を維持する取組
 - ・農地から発生する土埃や土砂の流出を予防・解消する取組
 - ・地域の団体で共同利用する管理用設備の整備

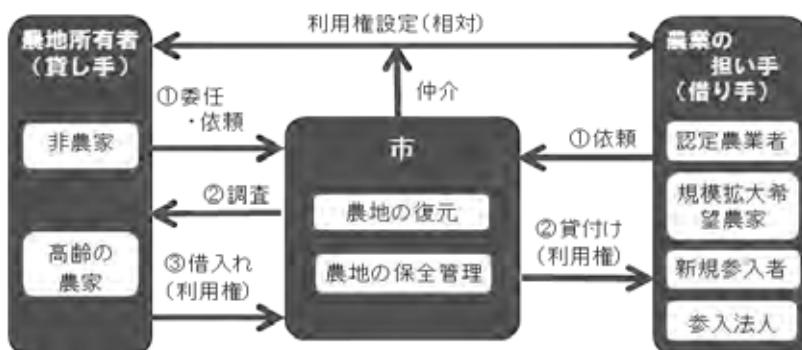


農地縁辺部への植栽事例

(4) 多様な主体による農地の利用促進

農家や農地所有者などからの農地の保全や利用に関する相談に対応し、意欲ある農家や新規に参入を希望する企業・NPO法人などが、農地を安定的に利用できるよう、農地を長期間（6年以上）貸し付ける農地所有者に奨励金を交付し、農地の貸し借りを促進します。

借り手がなく、遊休化している農地は、市が一時的に借り受けて復元し、農地の利用を希望する担い手に貸し付けることにより、農地の保全を図ります。



農地利用促進の模式図

取組の目標

事業 取組	5か年の目標	備考
1 <ul style="list-style-type: none"> (1) 水田の保全 (2) 特定農業用施設保全契約の締結 (3) 農景観を良好に維持する取組の支援 (4) 多様な主体による農地の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●水田保全面積：125ha (H30年度末) ●水源の確保：10か所 ●制度運用 ●良好に維持されている農地の面積：680ha (H30年度末) ●田園景観保全のための水路機能の維持：5地区 ●共同利用設備の整備：25件 ●農地の長期貸借により保全されている農地：80ha (H30年度末) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：1,000m²以上の農地を保有し、その農地と農業用施設について10年間継続利用する農家

事業② 農とふれあう場づくり

食と農への关心や、農とのふれあいを求める市民の声の高まりに応えるため、収穫体験から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や整備を進めるとともに、市民と農との交流拠点である横浜ふるさと村や恵みの里を中心に、市民が農とふれあう機会を提供します。また、農家と地域住民が協働で地域の農環境を保全する取組など、市民による主体的な活動を支援します。

(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

◆収穫体験農園の開設支援

野菜の収穫や果物のもぎとりなどを気軽に体験することができる収穫体験農園の開設に必要な施設整備を支援します。



収穫体験農園

◆市民農園の開設支援

<栽培収穫体験ファーム、環境学習農園、特区農園>

農家から指導を受けることができ、農作業の経験がない人でも栽培から収穫までを楽しめる農園や、利用者が自由に農作業を楽しめる農園など、土地所有者などが農園を開設するための支援を行います。

また、農園の開設・運営に不安や課題を抱える人には、開設・運営のノウハウを持った市民農園コーディネーター（※1）などを活用して支援します。



市民農園

◆農園付公園の整備

土地所有者による維持管理が難しくなった農地等を、市が買い取るなどして、市民が農作業を楽しめる農園を主とした都市公園を整備します。

～様々な農園があります～

気軽に収穫体験		本格的な農作業		
収穫体験農園	栽培収穫体験 ファーム	環境学習農園	特区農園	農園付公園
野菜の収穫や果物のもぎとりを体験できます。	農家の栽培指導のもと、本格的な野菜づくり・農業体験ができます。	児童・生徒などを対象に農家が指導行う農園です。	区画貸しタイプの市民農園。利用者が自由に栽培・収穫できます。	

(収穫)

(-農家の指導付き-)

(-自由に耕作-)

※1 横浜市が主催する研修を受講し、市民農園の開設や運営に必要な知識・技術を身につけ、横浜市が認定した法人

(2) 市民が農を楽しみ支援する取組の推進

◆横浜ふるさと村における取組の充実

横浜ふるさと村は、良好な農景観の保全と地域の活性化を目的に、農作物の生産基盤の整備や、樹林の保全活用などにより、市民が自然と農業に親しむ場として整備している地域です。このふるさと村において、農体験教室などを開催し、市民が農とふれあう機会を提供します。



稻刈り体験

◆恵みの里の取組推進

恵みの里は、市民と農とのふれあいを通じて、地域ぐるみで農のあるまちづくりを進める地区です。この恵みの里において、農景観の保全や農体験教室を開催するとともに、市民と農の交流を通じた地域の活性化を図ります。また、新規地区の指定に向けた取組を進めます。



じゃがいも掘り

◆農ある横浜・あぐりツアー

これまで農に関わる機会が少なかった人など、より多くの市民に横浜の農を知ってもらうため、農業専用地区など市内の生産現場や、市場・直売所などの流通の現場を巡るツアーを開催します。



農活動の様子

◆農のある地域づくり協定

農家と地域住民の協働活動により、連携して地域の農環境の保全を図る取組を支援します。協定を締結した地域を対象に、援農活動や地域交流活動、景観保全活動などの支援を行います。

◆講座の実施による農体験の場の提供と援農の推進

市民農業大学講座や体験学習講座を開催し、市民が栽培技術などを学ぶ場を提供します。また、援農コーディネーターを活用し、市民農業大学講座修了生による人手不足の農家への支援を推進します。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
②	(1)様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	●様々なニーズに合わせた農園の開設： 25.8ha 内訳：収穫体験農園 12.5ha 市民農園 6ha 農園付公園 7.3ha	
	(2)市民が農を楽しみ支援する取組の推進	●横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施：500回 ●農ある横浜・あぐりツアーの開催：20回 ●農のある地域づくり協定の新規締結：4件 ●体験学習講座の開催：25回	横浜ふるさと村：寺家、舞岡 恵みの里：新治、田奈、都岡

施策2. 地産地消の推進

事業③ 身近に感じる地産地消の推進

「新鮮な野菜を食べたい」「近所の農家から農産物を買いたい」という市民の声が高まっています。農家もこの市民ニーズに応えるため、多様な農作物の栽培や、加工品の開発に取り組むなどの努力や工夫を重ねていますが、市民からは「いつ、どこに行けば買えるのかわからない」などの声があります。そこで、地域でとれた農産物などを販売する直売所の整備等の支援や、市内で生産される苗木や花苗を配布するなど、地産地消の取組を拡大します。更に、地産地消に関わる情報の発信など、市民が地産地消を身近に感じるための取組を推進します。

(1) 地産地消にふれる機会の拡大

◆直売所等の整備・運営支援

直売所の開設や施設の拡充、地域に古くから伝わる農産物加工品などをつくる施設の整備などの相談に市が応じ、それらの開設や運営の支援を行います。また、イベント的な要素が高く、市民が楽しみながら農産物を購入できる青空市の運営を支援します。

◆市民が市内産植木や草花に親しめる機会の創出

市内の植木農家や花き農家が生産した苗木や花苗を、市民への配布や公共施設、農地の縁辺部への植栽に活用し、市民が市内産植木や草花に親しめる機会を創出するとともに、「食」だけではない横浜の農の取組をPRします。

◆情報発信・PR活動の推進

情報誌やパンフレットなどの制作・発行や、ウェブサイトなどを活用したPRをさらに充実します。また、地産地消キャンペーンや横浜ブランド農産物のシンボルである「はま菜ちゃん」を活用したイベントを実施することなどにより、市民が地産地消の情報を得られる機会の拡大を図ります。



賑わう直売所



食と農の祭典2012

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
③	(1) 地産地消にふれる機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●直売所等の支援：52件、青空市運営支援：25件 ●緑化用植物の生産・配布：125,000本 ●情報発信・PR活動：推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規直売所の開設支援：2件 ・直売所・加工所の施設拡充支援：50件 ・広報紙などの発行：30回 ・地産地消キャンペーンなどのPR活動：20回

地産地消を広げていきます

『地産地消』とは、「その土地で生産されたものをその土地で消費する」ということです。地産地消には、新鮮で美味しく旬を味わえるなど、たくさんのメリットがあります（右図参照）。

横浜市は、県内トップクラスの農業生産額があり、1,000か所以上の直売所や、地産地消に取り組むたくさんの飲食店があることなどから、「地産地消」の取組を更に広げていくことができる環境にあると言えます。

地産地消は、農家や市民、企業など多様な主体の取組により成り立っています。市民や企業などによる地産地消の取組や意識の高まりは、市内産農産物の消費拡大に結び付き、農家の安定した農業経営や農地の保全につながります。

横浜市は、地産地消を進める様々な主体の取組を支え、そのつながりを強化し、横浜における地産地消の取組を広めます。

また、朝市を開くなど、区役所も地域の特徴や強みを活かした「農」に関わる取組を進めています。平成26年度以降の緑施策では、これらの取組を様々な角度からサポートし、大都市横浜の中で地産地消の拡大に取り組んでいきます。

地産地消のメリット

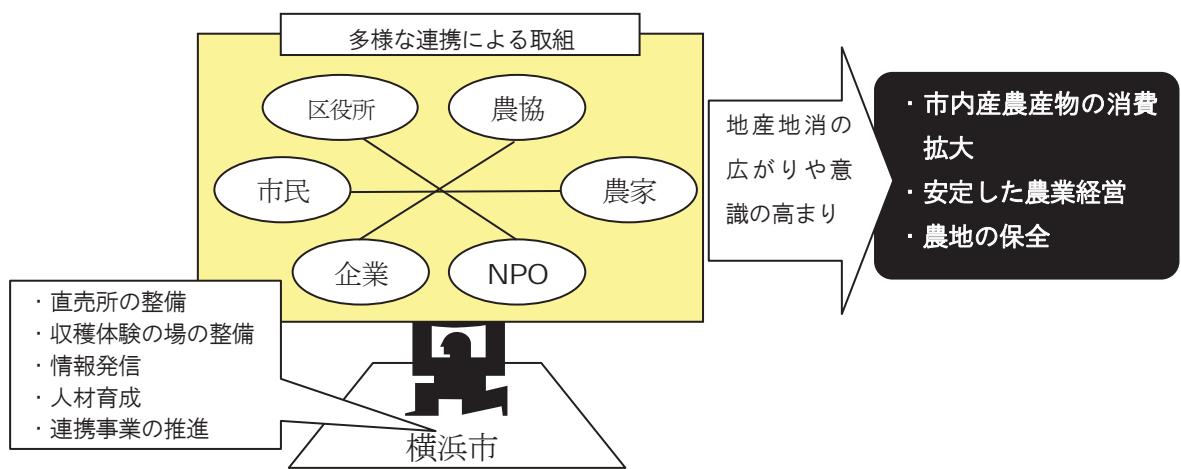


企業等との連携により制作した
横浜の地産地消ガイドブック



都筑野菜朝市（都筑区役所）

横浜市の地産地消の取組と効果



事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

地産地消の取組は、従来から農家が取り組んでいる直売所や朝市などの農産物の販売だけでなく、市民や企業、学校など農業関係者以外の主体が実施する活動へと発展してきています。この動きを更に拡大するため、市民の「食」と、農地や農産物といった「農」をつなぐ「はまふうどコンシェルジュ」などの地産地消に関わる人材の育成やネットワークの強化を図るとともに、農と市民・企業等が連携する取組を推進します。

(1) 地産地消を広げる人材の育成

◆はまふうどコンシェルジュの育成

地産地消を広げるはまふうどコンシェルジュの育成講座を開催します。また、コンシェルジュが活動する場や内容を広げるためのフォローアップ研修会の開催や、活動に対する助成により、コンシェルジュの活動を支援します。



はまふうどコンシェルジュ講座

はまふうどコンシェルジュの活動

『はまふうど』とは、横浜の「浜」に、「フード(食べ物)」と「風土」をあわせた言葉で、横浜の「食」「食卓」と「農地や農業、農産物」をつなぐことを意味しています。

横浜市では、『はまふうど』を実践し、広める市民を『はまふうどコンシェルジュ』として育成しています。平成23年度までに215名の『はまふうどコンシェルジュ』が誕生し、「10歳からの地産地消BOOK」など子どもも楽しめる地産地消に関する本の発行や、農業体験ツアーの主催など、様々な地産地消の取組が進んでいます。

◆直売ネットワーク（※1）活動支援

直売所における農産物の販売方法やPR方法などを充実させるとともに、直売を行う生産者を対象に、技術研修や先進的な直売所への視察会を開催します。



地産地消サポート店研修会

◆地産地消サポート店（※2）の活動支援

サポート店による地産地消の取組や、店舗・生産者・はまふうどコンシェルジュなどをつなぐネットワークを拡充し、市民の利用を促進するための研修や交流会を実施します。

◆地産地消活動の発表と情報交換の場の設定

地産地消に取り組む市民・企業等の活動の発表や、横浜の農産物を利用したメニューや加工品などの試食・販売会を行う地産地消のフォーラムを、市民・企業と連携して開催します。

※1 JAと連携して進めている市内直売所のネットワーク化

※2 市内産の農畜産物を使ったメニューを提供する飲食店などで横浜市に登録されているもの

(2) 市民や企業等との連携

◆企業等との連携の推進

生産者と企業等を結ぶ仕組をつくるとともに、相談窓口を設置し、地産地消を広げる「農と企業等との連携」のマッチングを行います。

◆地産地消ビジネス創出の推進

市内の中小企業等を対象に、地産地消に関するビジネスを創出するための費用の助成や、相談に応じるなどの支援を行うとともに、新規事業者の発掘・育成を目的とした講座を開催します。

◆学校給食での市内産農産物の利用促進

市内小学校の給食メニューにおける市内産農産物の利用促進や食育の推進を図るため、企業などと連携した小学生による料理コンクールの開催や、「食」と「農」に関わるパンフレットの全校配布などを行います。

子どもたちが考えたメニューが給食に

横浜でとれる「はま菜ちゃん(野菜や果物30品目)」を使つた新しい学校給食の献立を考える「はま菜ちゃん料理コンクール」は、10回目となる平成24年度は、応募総数903点、937名の小学生がコンクールに参加しました。

書類審査により選出された作品は、子どもたちが実際に調理し、審査員による試食などの審査によって、各賞を決定しました。

右の写真は、第10回の入選作品(8品)の一例です。



おろしすいとんのけんちん汁



オリンピック記念
はま菜ちゃん5色のごま和え

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
④	(1) 地産地消を広げる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●はまふうどコンシェルジュの活動支援: 100件 ●フォーラムの開催: 5回 	
	(2) 市民や企業等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●企業等との連携: 50件 ●ビジネス創出支援: 25件 ●学校給食での市内産農産物の利用促進: 推進 	



施策の柱 3 市民が実感できる緑をつくる

街の魅力を高め賑わいづくりにつながる緑や地域の緑、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組みます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。

概要

都市の緑は、市民に潤いや安らぎをもたらすほか、街の良好な景観形成や賑わい創出、生き物の生息空間となるなどの重要な役割を果たし、都市の魅力を高めます。こうした緑があふれる都市で暮らす豊かさを、市民が「実感」できるような取組が求められています。

そこで、緑のネットワーク形成も念頭に置き、地域特性に応じた「質の高い緑」の創出により、横浜の魅力を高める取組を重点的に推進します。また、地域で緑を育む活動に取り組む市民や事業者を支援することで、市民が主体となる緑のまちづくりを推進します。



季節ごとに異なる風景を楽しめる並木

取組の内容

施策1. 市民が実感できる緑を創出する取組の推進

事業① 民有地での緑の創出

- (1) 民有地における緑化の助成
- (2) 建築物緑化保全契約の締結
- (3) 名木古木の保存
- (4) 人生記念樹の配布

事業② 公共施設・公有地での緑の創出

- (1) 公共施設・公有地での緑の創出・管理
- (2) 公有地化によるシンボル的な緑の創出
- (3) いきいきとした街路樹づくり

施策2. 緑を楽しむ市民の盛り上がりを醸成する取組の推進

事業③ 市民協働による緑のまちづくり

- (1) 地域緑のまちづくり

事業④ 子どもを育む空間での緑の創出

- (1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出

事業⑤ 緑や花による魅力・賑わいの創出

- (1) 都心臨海部の緑花による賑わいづくり

施策1. 市民が実感できる緑を創出する取組の推進

事業① 民有地での緑の創出

緑あふれる魅力的な街をつくるためには、市民や事業者の取組が不可欠です。多くの市民が目にする場所や効果的な場所での緑の創出、生物多様性の向上に寄与する取組や地域で親しまれている名木古木の保存など、緑の創出・保全に積極的に取り組む市民・事業者を支援します。

(1) 民有地における緑化の助成

◆緑化の助成

緑の環境をつくり育てる条例や緑化地域制度等に定める基準以上の緑化を行った事業者に対し、緑化費用の一部を助成します。なお、緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区における公開性・視認性の高い場所での緑化や、生物多様性の向上に寄与する緑化などの効果的な取組に対して支援を充実させます。



屋上緑化（イメージ）

◆維持管理費の助成

緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区における公開性や視認性のある緑化に対し、維持管理費の助成を行います。

(2) 建築物緑化保全契約の締結

緑の環境をつくり育てる条例や緑化地域制度等に定める基準以上の緑化を行い、保全することに対し、建築物所有者（管理者）の建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税を軽減します。

(3) 名木古木の保存

地域住民に古くから町の象徴として親しまれ、故事、来歴等のある樹木を保存すべき樹木として指定します。また、指定木の維持管理に必要な樹木の診断や治療及びせん定等の維持管理費用の一部を助成します。



指定された名木古木

(4) 人生記念樹の配布

民有地緑化の普及・啓発を図るため、人生の節目の記念に希望した市民に、苗木を無料配布します。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1) 民有地における緑化の助成	緑化の助成：65件	・緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区での緑化に対し支援を充実 ・維持管理費用の助成を新設
	(2) 建築物緑化保全契約の締結	制度運用	
	(3) 名木古木の保存	制度運用	・診断・治療・維持管理に対し助成
	(4) 人生記念樹の配布	40,000本配布	・人生の節目である出生、小学校入学、結婚、住宅の新築・購入などの記念として配布

建築物の新築・改築、開発の際に緑をつくる仕組み

市街地で緑を創出するため、建築物の新築・改築、開発の際に、事業者や建築物の所有者・管理者に緑化の意義や必要性を充分ご理解いただき、法律や条例などに基づいた緑をつくる取組を推進しています。

緑の環境をつくり育てる条例

●建築物緑化協議

建築物の新築、改築などの際に、敷地面積、用途地域及び建築物の区分によって、敷地面積の5～20%以上の緑化指導を行い、緑を創出します。

<根拠> 第9条

●開発事業などに伴う緑地等の保存協定

開発事業等に際し、市と所有者が協定を締結し、良好な緑地を保存します。

<根拠> 第8条

開発事業における緑化

開発事業に対して、緑化又は既存の樹木の保存計画の審査、指導を行い、開発の際に緑を創出します。

<根拠>

横浜市開発事業の調整等に関する条例(第18条)

地区計画における緑化

地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するため、地区ごとに緑化率を定めることができます。緑化率が定められると、地区全体のルールとして規制され、緑化が推進されます。

<根拠>

都市緑地法(第39条)

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例(第19条)

特定工場の緑化

工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるよう、敷地内の緑地の面積率を定め、緑化を推進します。

<根拠>

工場立地法(第6条)

建築物緑化認定証・緑化認定ラベルの発行

「緑の環境をつくり育てる条例」、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」、「都市緑地法」等に基づいて、500m²以上の敷地に建築物を建築する際や開発事業を行う際に、事業者と市が協議を行っています。

緑化の公的な評価を行い、更なる緑化を促していくため、基準以上の緑化を行っていた建築物について、建築物緑化認定証と緑化認定ラベルを発行しています。

また、500m²未満の敷地面積や、既に行った緑化についても、協議・申請していただければ、ラベルを発行しています。



事業② 公共施設・公有地での緑の創出

多くの市民が利用する地域の公共施設から率先し、市民が実感でき、生物多様性の向上や地域の良好な景観形成につながる緑を創出します。また、市民が目にする機会の多い街路樹を、良好に育成する取組を拡大します。

(1) 公共施設・公有地での緑の創出・管理

◆緑の創出

各区の主要な公共施設について、緑を充実させる取組を推進します。特に重点的な取組として、再整備を予定している区庁舎などの敷地で、視認性が高く、多くの市民が実感できる緑を創出します。

◆創出した緑の維持管理

充実を図った公共施設の緑を良好に維持管理します。



公共施設の緑（イメージ）

(2) 公有地化によるシンボル的な緑の創出

緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区などを対象に、多くの市民の目にふれる場所で、土地利用転換などの機会をとらえて用地を確保し、緑豊かな公園を整備することにより緑をつくり、街の魅力や賑わいづくりにつなげます。

(3) いきいきとした街路樹づくり

市民が目にする機会が多く、街並みの美観向上に寄与する街路樹を良好に育成するため、せん定などの維持管理を推進します。特に、都心臨海部の街路樹や区の代表的な街路樹については、低木の刈込や除草などの管理をより充実させます。



街に潤いをもたらす街路樹

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
②	(1) 公共施設・公有地での緑の創出・管理	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の創出：58か所 ●緑の維持管理：推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：区庁舎、駅前広場、公会堂、図書館等多くの市民が利用する公共施設 （各区3か所程度+重点施設4か所）
	(2) 公有地化によるシンボル的な緑の創出	緑の創出：5か所	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用転換の機会などを捉えて推進
	(3) いきいきとした街路樹づくり	18区で推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都心臨海部の街路樹、区の代表的な街路樹は、より重点を置いて実施

事業③ 市民協働による緑のまちづくり

地域が主体となり、住宅地、オフィス街、工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、計画実現のための取組を、市民との協働で進めます。

(1) 地域緑のまちづくり

「緑や花でいっぱいの街をつくりたい」という地域の思いを実現するため、計画づくり、花植えや植栽、維持管理など、緑の街づくりに協働で取り組みます。

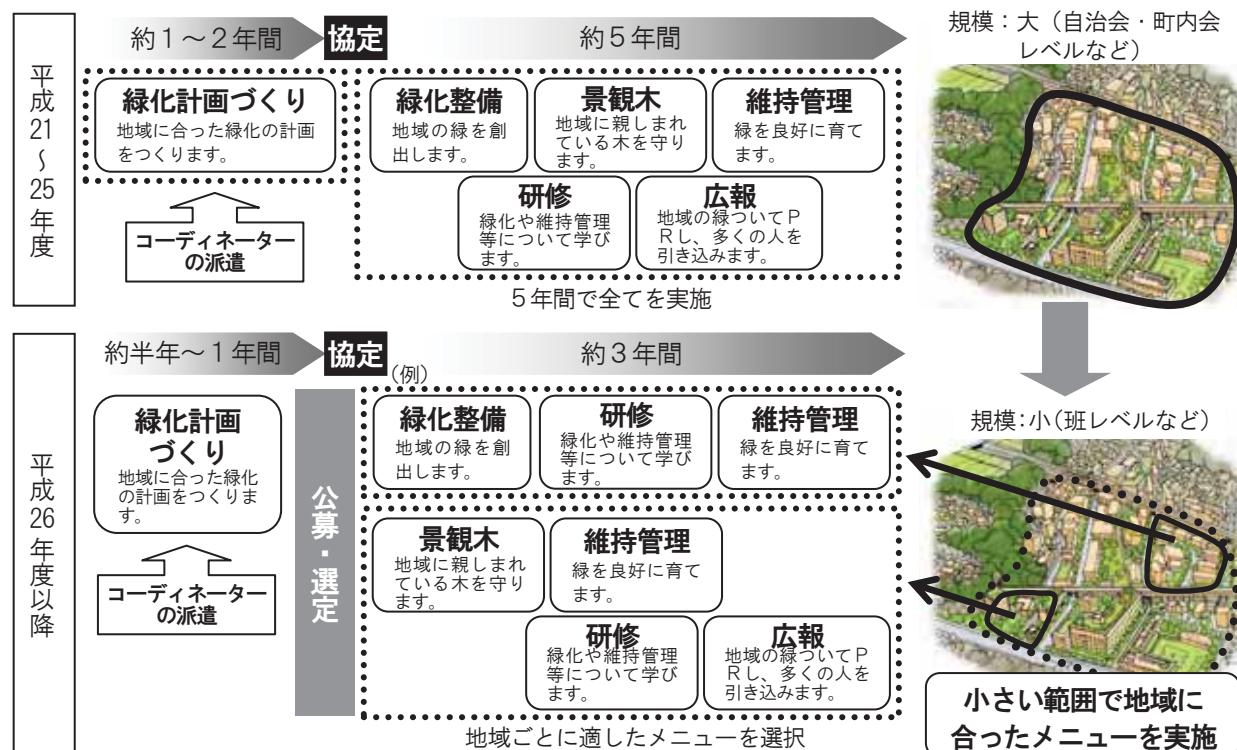
平成25年度までの取組では、町内会や商店街などを主体とする地域での取組を対象としていましたが、ご近所同士や集合住宅の管理組合などでも気軽に取り組めるよう、対象となる区域の規模を小さくするとともに、計画づくりの自由度を高め、幅広く民有地の緑化を支援できる仕組みにします。

また、平成25年度までに地域緑化計画を策定した地区については、継続して整備への支援を行います。



緑化活動の様子

■地域緑のまちづくりの仕組み



取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
③	(1) 地域緑のまちづくり	49 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な地域を対象とできるように制度を改善 ・内訳：新規30地区、継続19地区（見込み）

施策2. 緑を楽しむ市民の盛り上がりを醸成する取組の推進

事業④ 子どもを育む空間での緑の創出

次世代を担う子どもたちが緑と親しみ、感性豊かに成長できるよう、子どもが多くの時間を過ごす保育園、幼稚園、小中学校を対象に、施設ごとのニーズに合わせた多様な緑の創出・育成を進めます。

(1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出

◆緑の創出

子どもを育む空間である保育園、幼稚園、小中学校において、園庭・校庭の芝生化、花壇づくり、屋上や壁面の緑化などを進め、多様な緑を創出します。



緑あふれる子どもを育む空間（イメージ）

子どもを育む空間に豊かな緑があることの効果

自由遊び・創造的な遊びが増える

芝生は子どもの想像力、空想力を刺激し、みんなで遊びを作るというコミュニティ形成にも一役買います。



季節感ある空間で過ごせる

花や実、新緑、紅葉などを通じて四季折々の季節の変化を感じ、豊かな感受性を育みます。



のびのび遊べる

転んでも大きな怪我をすることが少ないので、大胆な動きに怖がらず挑戦できるようになり、運動能力の向上などにつながります。



生き物とふれる機会が増える

ビオトープなどで教科書に載っている動植物を身近に体験することができます。生き物や土、水にふれることによって自然を身近に体感できます。



取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
④	(1) 保育園・幼稚園・小中学校 緑の創出 での緑の創出	100か所	・芝生化に加え、ビオトープ整備や植栽、花壇づくりも対象とする

事業⑤緑や花による魅力・賑わいの創出

多くの市民が時間を過ごし、国内外から多くの観光客が訪れるエリアである都心臨海部において、来訪者の回遊性向上や生物多様性確保の観点から、エリア内での緑のネットワーク形成に寄与することも念頭に、公共施設を中心に緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力形成・賑わいづくりにつなげます。

(1) 都心臨海部の緑花による賑わいづくり

◆緑花による魅力・賑わいづくり

みなとみらい21地区から山下地区周辺の都心臨海部で、東横線跡地を活用した遊歩道づくりや街路樹の重点的な育成＜事業②(3)いきいきとした街路樹づくり＞などを通じて緑のネットワークを形成します。

更に、観光資源となっている公園や港湾緑地、文化施設などの公共施設を相互に連携させ、季節感ある緑花による空間演出を集中的に展開し、花と緑のスプリングフェアなどのイベントと合わせて、エリア全体の魅力を高めます。

◆緑花の維持管理

いつ訪れても緑や花で彩られた魅力ある街となるように、緑や花を良好に育てます。



上空から見た都心臨海部



山下公園



山手の西洋館を彩る緑



横浜公園

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
5	(1)都心臨海部の緑花による賑わいづくり	都心臨海部で推進	対象：山下公園やグランモール公園などの都市公園、東横線跡地の遊歩道、港湾緑地、庁舎や文化施設など

緑や花で彩られた美しい街へ

緑や花で彩られた美しい街を訪れ、感動した経験がある方は多いのではないでしょうか。横浜も、そのような街であることを目指しています。

都心臨海部は、多くの市民や観光客が訪れる横浜の顔であり、山下公園や赤レンガパークなどの緑の空間が、その中心的な存在です。

こうした緑の資源を活かし、さらに街の魅力を高めていくためには、丁寧な手入れにより緑の空間の質を高めること、緑のネットワーク形成を念頭に新たな緑をつくること、季節の花により空間を演出すること、緑の空間を活用し、賑わいを生み出していくことが有効です。

平成26年度以降の緑施策では、公共空間から率先して、このような緑や花の取組を集中的に展開します。これにより、国内やアジアをはじめ世界中から訪れる人々をおもてなしするとともに、市民の誇りとなる街をつくっていきます。

◆平成26年度以降の緑施策で取組むプロジェクト

グランモール公園のリニューアル（Map①）

平成元年にオープンした、グランモール公園を、周辺の街づくりの進展にあわせてリニューアルします。

公園の周りには、近年、商業施設やオフィスビルが相次いでオープンし、賑わいも増しています。公園がこうした施設の魅力を高め、みなとみらい21地区全体の賑わいづくりにもつながるような計画づくりを進めています。

東横線跡地の遊歩道化（Map②）

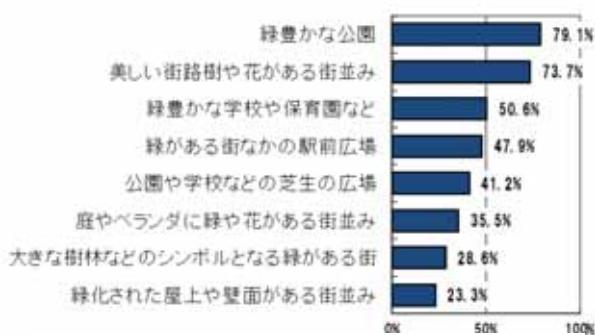
みなとみらい線開業に伴い廃止された横浜駅～桜木町駅間の東横線の跡地を、横浜都心部の回遊性や魅力を高めるため、遊歩道として整備することが計画されています。この事業において、遊歩道を緑や花にあふれ、魅力や賑わいのある空間として整備します。

緑花による賑わいづくり（エリア全体）

多くの観光客が訪れる山下公園や、観光ルート上にある西洋館などの文化施設を緑と花で彩り、華やかな空間演出を行います。取組に際しては、市民や事業者の協力を得ながら、イベントなどとも連携した取組を開催し、市民全体で緑豊かな美しい街をつくろうとする機運の盛り上げにつなげます。



図. 花や緑により魅力や賑わいの創出を進めるエリア



グラフ. 街なかにどのような緑があったらいいか
(横浜の緑に関する市民意識調査：平成24年7月)

効果的な広報の展開

施策の内容を、様々な媒体・手法を用いて効果的に市民にお知らせし、理解を深めていただくとともに、緑に関わる活動に参加するきっかけとなる機会を提供します。

具体的な取組

- ・広報よこはまやタウン誌での特集
- ・自治会・町内会や法人会などを通じたPRや成果報告
- ・twitterやfacebookなどのソーシャルメディアによるPRや成果報告
- ・事業推進にあわせたPR
- ・緑に関するイベントの開催
- ・関連イベントを通じたPR
- ・電車内広告や各種メディアを活用したPR
- ・事業実施箇所での表示など
- ・市民の参加登録



多様な媒体を組み合わせて活用

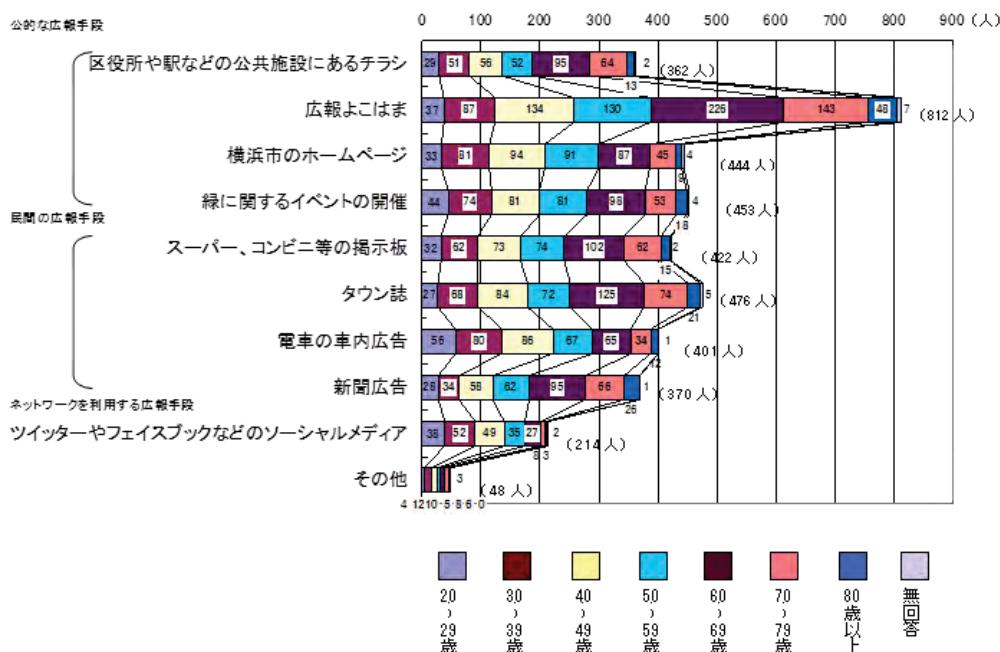


【FMヨコハマでみどりアップを聴こう！】10/29(～FMヨコハマ番組内でみどりアップ特集を放送し組など、毎日違ったテーマを多彩なゲストがご組
city.yokohama.jp/kankyob/etc/jyo...
21:59 10月28日(日)

多様な広報媒体を活用していきます

平成24年に実施した市民意識調査では、行政が用いるべき広報媒体について「広報よこはま」を挙げた方が多く、広報よこはまが、有効な広報媒体として市民に浸透していることが明らかになりました。近年急速に利用者が拡大しているソーシャルメディアを選択した方も全体では2割ほどおり、年齢が低いほど、これを選択した方の割合が高くなっています。

緑の取組を身近に感じてもらえるよう、多様な媒体を組み合わせて活用し、より充実した広報を行います。



4 平成 26 年度以降の緑施策 取組一覧・取組の展開で実現を目指す横浜の姿

平成 26 年度以降の緑施策 取組一覧

施策の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

施策 1 樹林地の確実な保全の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	(1)緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	緑地保全制度による新規指定：500ha	<ul style="list-style-type: none"> H21-23 実績：309.9ha/1,119ha 平成 21~23 年度の指定実績、樹林地の減少傾向が鈍化していることを踏まえて設定 市による買取りの想定面積（平成 21~23 年度の実績を踏まえて想定）：108ha

施策 2 良好的な森を育成する取組の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
②生物多様性・安全性に配慮した森づくり	(1)森づくりガイドライン等を活用した森の育成	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン等を活用した維持管理：推進 保全管理計画の策定：樹林地 15 か所 公園 10 か所 	<ul style="list-style-type: none"> H21-23 実績：計画策定 9 か所 維持管理 421.4ha/1,299ha 維持管理（森づくり）の対象 樹林地：市民の森、ふれあいの樹林等 公園：35 か所
	(2)指定された樹林地における維持管理の支援	維持管理の支援：650 件を想定	<ul style="list-style-type: none"> H21-23 実績：176 件 緑地保全制度により新規に指定された樹林地への支援を充実
	(3)生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上	法面の整備：10 か所	<ul style="list-style-type: none"> H21-23 実績：9 か所/5 か所
	(4)間伐材の有効活用	チッパーの貸し出し：推進	<ul style="list-style-type: none"> H21-23 実績：チップ化作業支援 106 回 間伐材の活用方法も検討
③森を育む人材の育成	(1)森づくりを担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 森づくり活動団体の育成：推進 森づくりボランティアへの情報発信、広報・PR の充実 	<ul style="list-style-type: none"> H21-23 実績：森づくりボランティア育成 123 人/250 人
	(2)森づくり活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> 森づくり活動団体への支援：のべ 50 団体 公園内のまとまった樹林で活動する公園愛護会への支援：のべ 50 団体 	<ul style="list-style-type: none"> H21-23 実績：延べ 72 団体/250 団体 都市公園の樹林で活動する公園愛護会を支援の対象に追加 支援内容：活動に対する助成、道具の貸し出し、専門家の派遣

施策 3 森と市民とをつなげる取組の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
④市民が森に関わるきっかけづくり	(1)森の楽しみづくり	<ul style="list-style-type: none"> イベント実施及び広報活動：180 回 	<ul style="list-style-type: none"> H21-23 実績：森の恵み塾 149 回 他 イベント・広報は、区民まつり会場、市民の森、市内の緑地で開催（18 区で 2 回/年程度）
	(2)森に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ガイドマップ作成：新規に指定された市民の森等を対象に作成 ウェルカムセンターの運営：推進 	<ul style="list-style-type: none"> H21-23 実績：ウェルカムセンター整備 1 か所/5 か所 ウェルカムセンター：自然観察センター、いはる里山交流センター、虹の家、四季の家、環境活動支援センター

＜表の説明＞ 備考欄に記載されている「H21-23 実績」は、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に基づき実施した事業の実績及び平成 25 年度までの 5 か年の目標値を示しています（実績値/目標値）。

施策の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

施策1 農に親しむ取組の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
①良好な農景観の保全	(1) 水田の保全	●水田保全面積：125ha（H30年度末） ●水源の確保：10か所	・H21-23 実績：109.7ha/50ha
	(2) 特定農業用施設保全契約の締結	●制度運用	・H21-23 実績：71件 ・対象：1,000m ² 以上の農地を保有し、その農地と農業用施設について10年間継続利用する農家
	(3) 農景観を良好に維持する取組の支援	●良好に維持されている農地の面積：680ha（H30年度末） ●田園景観保全のための水路機能の維持：5地区 ●共同利用設備の整備：25件	・H21-23 実績：622.6ha/500ha 農家団体が維持している農地面積の合計：623ha（H23年度末）
	(4) 多様な主体による農地の利用促進	●農地の長期貸借により保全されている農地：80ha（H30年度末）	・H21-23 実績：32.7ha/70ha
②農とふれあう場づくり	(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	●様々なニーズに合わせた農園の開設：25.8ha	・H21-23 実績：13.7ha/31ha ・目標の内訳：収穫体験農園 12.5ha 市民農園 6ha 農園付公園 7.3ha
	(2) 市民が農を楽しみ支援する取組の推進	●横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施：500回 ●農ある横浜・あぐりツアーオの開催：20回 ●農のある地域づくり協定の新規締結：4件 ●体験学習講座の開催：25回	・平成25年度までは「横浜みどりアップ計画」以外の事業として実施 ・横浜ふるさと村：寺家、舞岡 ・恵みの里：新治、田奈、都岡

施策2 地産地消の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
③身近に感じる地産地消の推進	(1) 地産地消にふれる機会の拡大	●直売所等の支援：52件、青空市運営支援：25件	・H21-23 実績（直売所整備の支援）：14か所/2か所 ・新規直売所の開設支援：2件 ・直売所・加工所の施設拡充支援：50件
		●緑化用植物の生産・配布：125,000本	・H23 実績：9,700本（H23年度から開始）
		●情報発信・PR活動：推進	・平成25年度までは「横浜みどりアップ計画」以外の事業として実施 ・広報紙などの発行：30回 ・地産地消キャンペーンなどのPR活動：20回
④市民や企業と連携した地産地消の展開	(1) 地産地消を広げる人材の育成	●はまふうどコンシェルジュの活動支援：100件	・平成25年度までは「横浜みどりアップ計画」以外の事業として実施
		●フォーラムの開催：5回	・H21-23 実績：事業④取組(2)の内数
	(2) 市民や企業等との連携	●企業等との連携：50件	・H21-23 実績：6件/15件
		●ビジネス創出支援：25件	・平成25年度までは「横浜みどりアップ計画」以外の事業として実施
		●学校給食での市内産農作物の利用促進：推進	・平成25年度までは「横浜みどりアップ計画」以外の事業として実施

＜表の説明＞ 備考欄に記載されている「H21-23 実績」は、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に基づき実施した事業の実績及び平成25年度までの5か年の目標値を示しています（実績値/目標値）。

施策の柱 3 市民が実感できる緑をつくる

施策1 市民が実感できる緑を創出する取組の推進

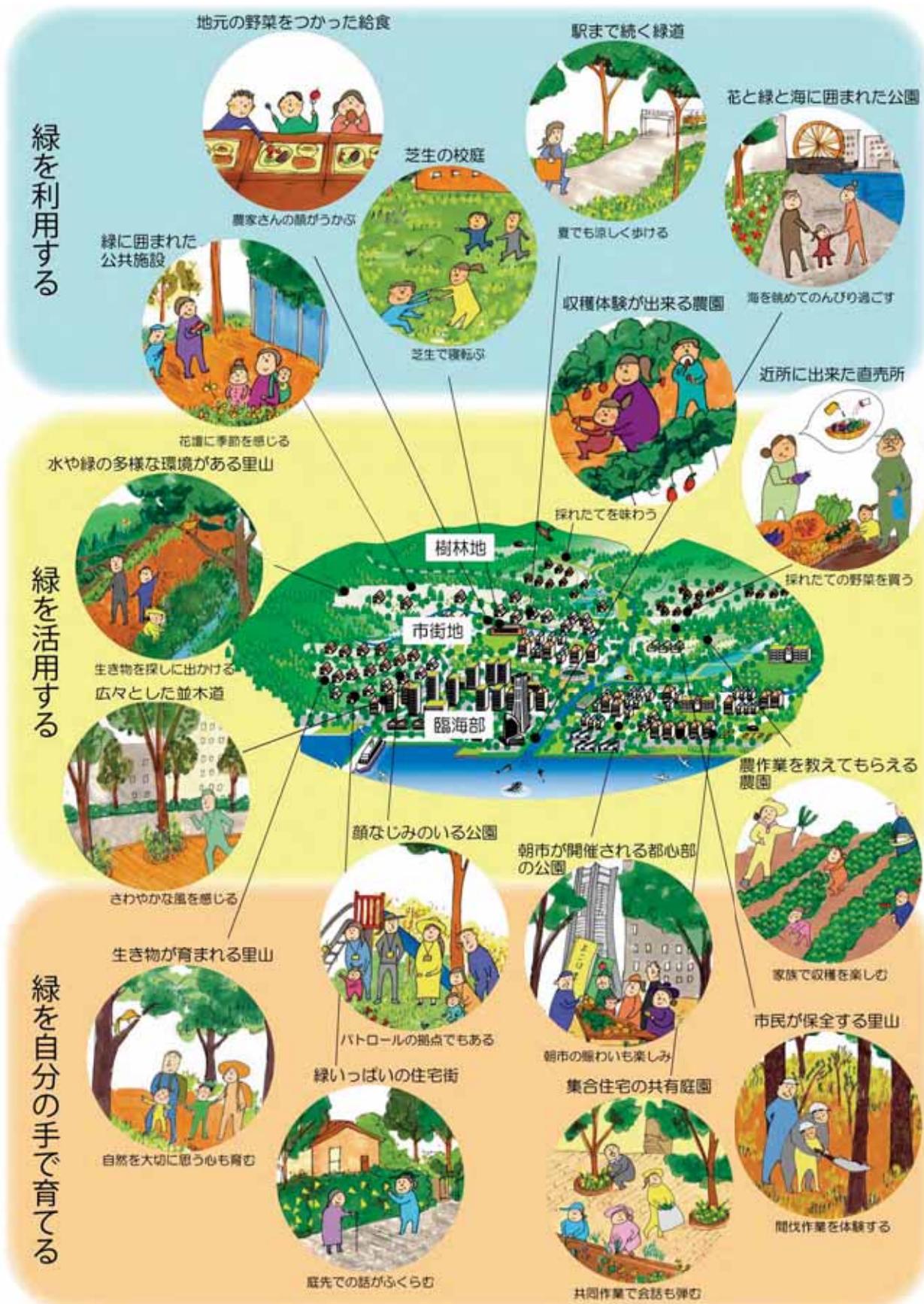
事業	取組	5か年の目標	備考
①民有地での緑の創出	(1) 民有地における緑化の助成	緑化の助成： 65件	・H21-23 実績：40件（屋上緑化への助成） ・緑の少ない5区での緑化に対し支援を充実 ・維持管理費用の助成を新設
	(2) 建築物緑化保全契約の締結	制度運用	・H21-23 実績：95件
	(3) 名木古木の保存	制度運用	・H21-23 実績：78本（助成交付） ・診断・治療・維持管理に対し助成
	(4) 人生記念樹の配布	40,000本配布	・H21-23 実績：48,723本（イベントなどでの配布を含む） ・人生の節目である出生、小学校入学、結婚、住宅の新築・購入などの記念として配布
②公共施設・公有地での緑の創出	(1) 公共施設・公有地での緑の創出・管理	●緑の創出：58か所 ●緑の維持管理：推進	・H21-23 実績：公共施設の緑化 6.4ha/10ha ・対象：区庁舎、駅前広場、公会堂、図書館等多くの市民が利用する公共施設 (各区3か所程度+重点施設4か所)
	(2) 公有地化によるシンボル的な緑の創出	緑の創出：5か所	・新規の取組 ・土地利用転換の機会などを捉えて推進
	(3) いきいきとした街路樹づくり	18区で推進	・H21-23 実績：286路線で維持管理を実施 ・都心臨海部の街路樹、区の代表的な街路樹に重点を置いて実施

施策2 緑を楽しむ市民の盛り上がりを醸成する取組の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
③市民協働による緑のまちづくり	(1) 地域緑のまちづくり	49地区	・H21-23 実績：12地区/30地区 ・小規模な地域を対象とできるよう制度を改善 ・内訳：新規30地区、継続19地区（見込み）
④子どもを育む空間での緑の創出	(1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出	緑の創出 100か所	・H21-23 実績：のべ98か所 ・芝生化に加え、ビオトープ整備や植栽、花壇づくりも対象とする
⑤緑や花による魅力・賑わいの創出	(1) 都心臨海部の緑花による賑わいづくり	都心臨海部で推進	・新規の取組 ・対象：山下公園やグラムモール公園などの都市公園、東横線跡地の遊歩道、港湾緑地、庁舎や文化施設など

＜表の説明＞ 備考欄に記載されている「H21-23 実績」は、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に基づき実施した事業の実績及び平成25年度までの5か年の目標値を示しています（実績値/目標値）。

取組の展開で実現を目指す横浜の姿～緑とともにある市民の暮らし～



資料編

1

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の評価・検証

市では、平成24年6月に、それまでの3か年の横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の取組についての評価・検証を行い、平成26年度以降の緑施策を検討するための基礎資料としました。本節では、その内容から主な部分を抜粋して記載しています。なお、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）3か年（平成21～23年度）の事業・取組の評価・検証」の全文は、環境創造局のウェブサイトに掲載しています。

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)3か年(平成21～23年度) の事業・取組の評価・検証について

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）は、平成21年度からの5か年計画で、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」を施策の柱として、市民への周知・PRを進めながら、さまざまな事業・取組を進めてきました。23年度までの3か年の事業・取組について評価・検証を行いました。

樹林地の保全は、土地所有者の方々の協力を得ながら緑地保全制度の指定を進め、計画以前を大きく上回るスピードで指定を進めてきました。また、指定地での買取希望に対して、みどり税を活用して着実に対応したことで、計画以前より多くの樹林地を取得することができ、永続的な保全が図られました。しかし、5か年目標に向けてはまだ保全対象の樹林地が多くありますので、継続的かつ効率的な一層の取組が必要です。

農地を守る施策では、水稻作付の支援により、すでに目標を大きく上回る水田の保全を進め、身近に田園風景を見られる環境の保全が図されました。農地の保全について、制度の工夫により農地流動化が大幅に進みましたが、農園付公園の整備は進捗が遅れており、引き続き候補地を拡大することが必要です。

緑をつくる施策では、地域ぐるみでの緑化について、計画づくりの段階から実際の緑化整備の段階に入っており、成果が目に見えるようになりました。公立保育園や小中学校の芝生化を含む公共施設の緑化が順調に進みましたが、民有地緑化の一部で進捗が思わしくなく、さらに事業が活用されるような取組が必要です。

事業費につきましては、計画当初から見込んでいたように、年度ごとに各事業が進むにつれ事業量が拡大し、事業費およびみどり税充当額が増加しています。4年目である24年度には、これまでに横浜みどり税を積み立てた基金を活用することで、事業量・事業費の大幅な増加に対応が可能となっています。

横浜みどり税を安定した財源として活用することで、みどりアップ計画（新規・拡充施策）の取組は大きく進んでおり、これらの成果を実感していただけるよう、さらに事業・取組を開いてまいります。

1 評価・検証の考え方

平成21年度から23年度までの3か年の事業・取組の実績・内容について、以下の考え方により、中間段階での評価・検証を行いました。

(1) 評価の考え方

評価にあたっては、事業・取組の進捗状況について評価をした上で、それらを踏まえて、事業・取組を進めたことで得られた「成果に対する評価」を行いました。

ア 事業・取組の進捗状況についての評価

(ア) 目標に対する進捗状況の評価

各事業・取組について、5か年目標や計画事業費に対する3か年での進捗率や執行率などをお示しし、進捗状況の評価を行いました。

[進捗状況の評価基準] ◎: 60%～ ○: 40%～60% △: ~40%

(イ) 緑の量・質の両面からの評価

緑の総量の維持・向上に対する評価や、計画における「街の姿」「生活のイメージ」に対しての貢献について評価を行いました。

「大都市だけどふるさとがある横浜」

- 手入れの行き届かない森から、美しく豊かで安全な森へ
安全で明るく美しい森・森が気軽に楽しめる場として利用・間伐材等の資源が積極的に利活用
- 身近に農がある豊かなくらし
田園風景や谷戸の景観が広がる農地が保全・身近に農を楽しみに集まる市民でにぎわう

「街なかに緑あふれる横浜」

- 緑あふれる市街地
地域ぐるみの緑化・快適な緑あふれる街・公共施設の緑化・子どもたちが芝生を楽しむ機会が増える
- 市街地にあって安らぎをもたらす樹林地、農地
気楽に農に関わる魅力的な農環境が提供・土や緑に触れる潤いのある生活が街中に実現

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）平成21年4月から抜粋

イ 成果に対する評価

事業・取組の進捗状況についての評価を踏まえ、3か年の成果に対して評価を行いました。

評価の基準

- | |
|---------------|
| ◎ : 計画を上回る進捗 |
| ○ : 概ね計画通りの進捗 |
| △ : 計画を下回る進捗 |

(2) 課題と対応

事業・取組の3か年の実施状況から、以下の視点で課題と今後の対応について検証しました。

[分析の視点]

- 事業・制度の課題
- 事業実施方法の課題
- 継続の必要性

2 施策の柱ごとの評価・検証

樹林地を守る施策の評価・検証

■ 施策の内容と主な達成目標

緑の多くが民有地であるため、維持管理や相続税など所有者の負担が大きくなっています。

そこで、土地所有者ができるだけ緑地を持ち続けられるように、樹林地においては緑地保全制度の指定を拡大し、原則として、指定・公開された土地を対象に、愛護会やボランティアなど市民力を活かした維持管理を進めるとともに、保全した緑の利活用を図ります。また、相続等やむを得ない事態に際して、特別緑地保全地区等の指定を条件に、緑地の買取りを行います。

【主な達成目標】

緑地保全制度による指定を5か年で大幅に拡大（現在の約830haから約2倍以上）し、一定のまとまりのある保全対象樹林地約2,830haのうち約3分の2を指定することを目指します。（※）

また、保全した樹林地の維持管理と利活用を市民協働等により進めます。

（※）5か年で1,119haの指定を目指す。

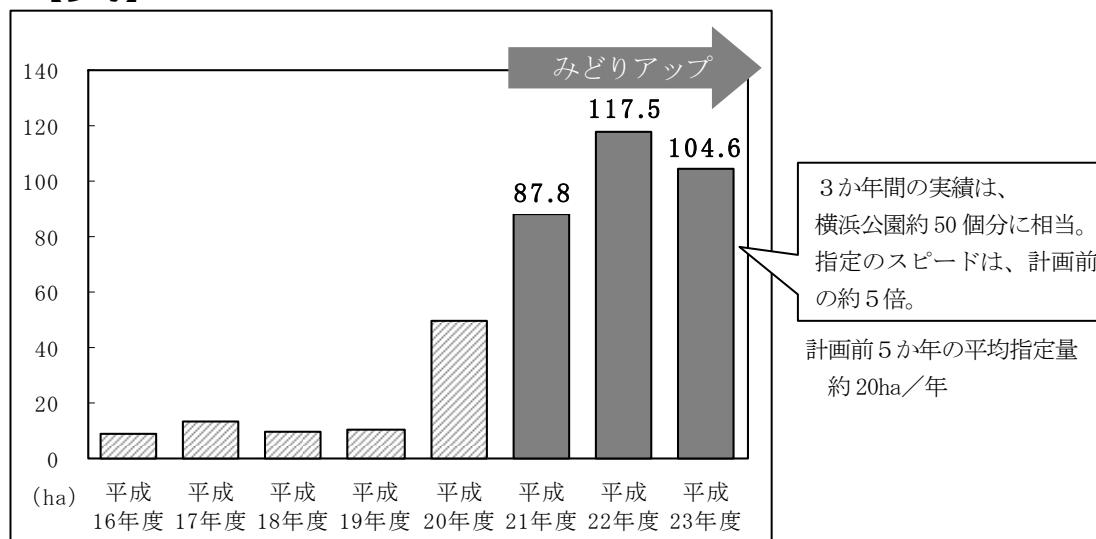
■ 3か年の評価

- 計画では後年度ほど指定量を大幅に増やすこととしているため、3か年実績は、5か年目標の28%にとどまっているが、3年までの計画値に対しては約60%の実績となっている
- 計画以前に比べ、約5倍のスピードで指定を推進した
- 市街化区域で保全が大きく進み、市民に身近な場所での樹林地の保全を進めることができた
- 指定地での買取希望に対しては、みどり税を活用して確実に対応し、取得面積を計画以前より増やすことができたことで、60haを超える樹林地を永続的に保全することができた
- 課税地目山林面積によると樹林地の減少が鈍化しており、緑の総量維持に成果が見られたと考えられる
- 市民の森等で、市民と協働しながら、樹林地の特性に応じた保全管理計画の策定を推進した
- 保全管理計画の策定が進み、樹林地の特性に応じた保全管理のあり方について、活動する市民団体の方々と共に認識を得ることができ、市民との協働による維持管理が進んだ
- 森の管理を市民協働で行うため、講座等を開催し、森づくりボランティアなど多様な人材育成を推進した
- 様々な団体や施設と連携して体験型事業や環境教育講座等を実施し、多くの市民に参加していただいたことで、市民が森に親しめる機会を増やすとともに、樹林地の魅力や保全の意義について広く啓発・PRすることができた

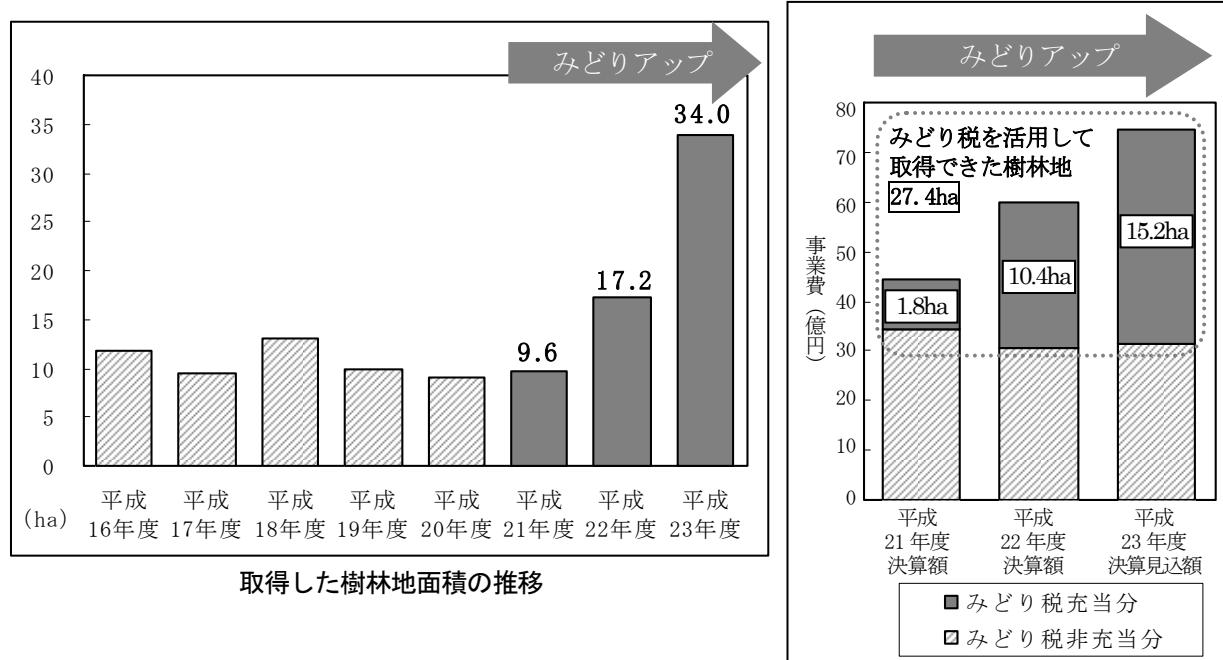
【主な事業・取組の進捗状況】

事業・取組	進捗状況	3か年の評価	5か年目標
12 緑地保全制度による新規指定等買取り対応	309.9ha <延べ約470地区> 60.8ha <延べ約50地区>	○	1,119ha 計画面積:151ha
4 保全管理計画を策定した市民の森等	9箇所	○	推進
5 森づくりリーダー等育成事業	森づくりボランティア123人 森づくりリーダー16人 はまレンジャー16人	○	250人 25人 25人
7 森への関心を高める講座	3拠点他で延べ149回 約1万人参加	○	3拠点で実施

【参考】



緑地保全制度による年度ごとの新規指定面積の推移



地域別の緑地保全制度の指定実績

	市街化区域	市街化調整区域	合計
5か年目標	69ha	1,050ha	1,119ha
3か年実績	93ha	217ha	310ha

課税地目山林面積の推移（※固定資産概要調書等をもとに集計）

	課税山林面積	減少面積	減少面積の平均
平成 16 年	2,448 ha	73 ha	55 ha／年 (5か年平均)
平成 17 年	2,375 ha	51 ha	
平成 18 年	2,324 ha	61 ha	
平成 19 年	2,263 ha	52 ha	
平成 20 年	2,211 ha	39 ha	
平成 21 年	2,172 ha	20 ha	23 ha／年 (3か年平均)
平成 22 年	2,152 ha	29 ha	
平成 23 年	2,123 ha	21 ha	
平成 24 年	2,102 ha	—	—

みどりアップ

■ 課題と対応

- ・樹林地の減少は鈍化しているものの、減少は続いている、5か年の目標に向けてはまだ保全対象の樹林地が多くあるため、継続的な取組が必要である
- ・指定の同意が得にくいのは、土地所有者の土地に関する考え方方が多様であり、緑の大切さや制度を十分説明しきれていないことや、制度上のインセンティブが少ないとなどが主な原因と考えられる。また、地権者に同意していただいても、隣地との境界確定が不調に終わるなど、諸条件が整わず指定に至らない場合もある
- ・引き続き、これまでに働きかけをしてまだご協力いただけない土地所有者へ粘り強く働きかけるとともに、保全制度に関心をお持ちの一定規模以上の土地を所有する方に対し、集中的に電話や訪問による働きかけを実施するなど、さまざまな取組により働きかけを行う
- ・維持管理の助成など、指定地の所有者へのインセンティブの拡充について検討が必要
- ・指定を進めることで樹林地の減少に対して一定の効果があり、買取対応により永続的な担保が図られていることから、事業の必要性は高いと考えられる
- ・担保された樹林地の質の維持・向上のためには、引き続き市民協働による保全管理計画の策定と併せて、維持管理作業におけるフォローが継続的に行われることが必要
- ・樹林地の維持管理は、管理量と質の向上に対応する必要があることから、さらに多くの市民との協働を可能とするリーダー育成等の取組の強化が必要
- ・森への関心を高め、森づくり活動への自発的な参加の契機とできるよう、これまでの実績や参加者の声などを反映し、より効果的な事業内容を検討し、常に改良を加えながら、事業を実施する必要がある

農地を守る施策の評価・検証

■ 施策の内容と主な達成目標

相続税や固定資産税等の負担、農業従事者の高齢化や後継者がいないことによる担い手不足、農業収入の低迷など、農業を取り巻く状況は深刻になっています。

そこで、農業振興策や担い手の育成など、農業を取り巻く課題に取り組むことで、農業の活性化を図り、農地を保全します。

また、相続等やむを得ない場合に対して、市民農園用地に適した農地の買取や、一団の優良な農地等のあっせんを行います。

【主な達成目標】

農地の維持継続の支援を図るとともに、優良な農地のあっせん・買取り等を行い、従来の取組に加え、5か年で約50haの農地の保全を図ります。

また、市民農園整備等により農への市民参加を進めます。

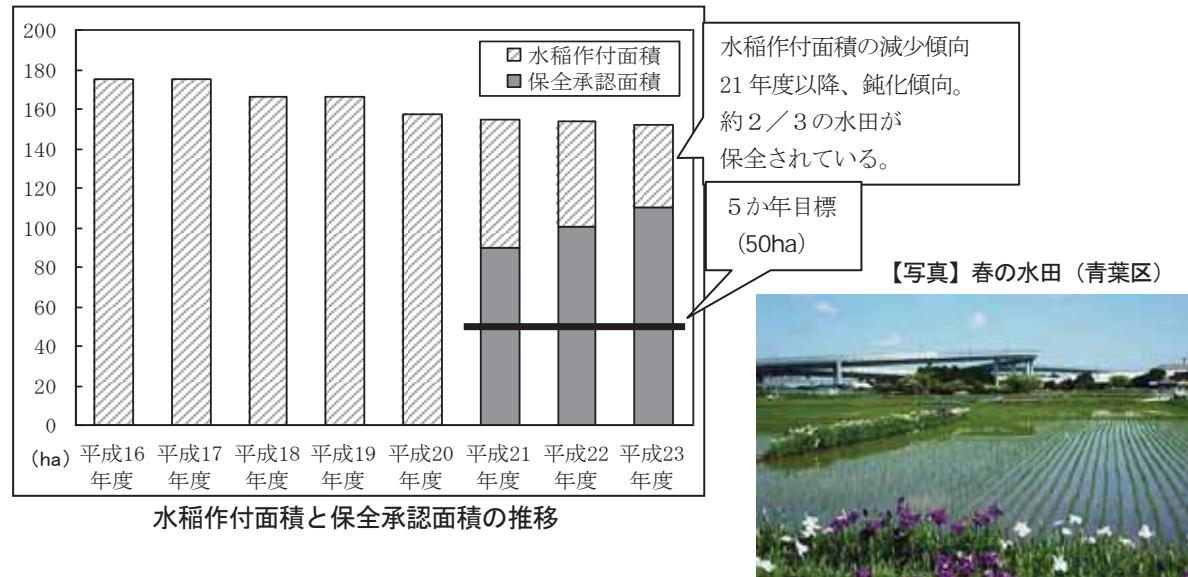
■ 3か年の評価

- 農地の維持継続の支援として、農薬飛散防止ネットの設置などは概ね順調に進捗し、都市の中での営農環境が向上することで、身近な農地の保全に寄与している
- 農業後継者等への支援により経営改善が図られることで、市内産農産物の生産供給が進み、農地の維持継続に貢献した
- 収穫体験ができる農園の整備は、5か年目標に対して5割弱の進捗であるが、事業が浸透する後年度に大幅に拡大する計画になっており、概ね順調な進捗状況である
- 収穫体験ができる農園の整備が進むことで、市民が農を楽しむ場が確保され、農への市民参加が進んだ
- 水田の保全は、事業の趣旨が浸透したこと、21年度から当初目標を大きく上回る進捗状況
- 水田の保全が進んだことで、農地（水田）の減少に対して、一定の抑制効果があったと考えられるとともに、多くの市民の身近な場所で水田の風景が保全されている
- 農地の保全については、農園付公園の整備等は進捗が遅れているが、法改正の機会をとらえた制度の工夫をすることで、貸借を中心とした農地流動化が大幅に進んだ
- 市が仲介して農地を流動化するとともに、荒廃した農地の復元を行うことで、農地保全が進んだ
- 農園付公園は、候補地の選定と一部で設計が進んだことで具体化が進んだが、引き続き候補地を拡大することが必要

【主な事業・取組の進捗状況】

事業・取組		進捗状況	3か年の評価	5か年目標
27	農薬飛散防止ネットの設置	16.9ha	○	32ha
30	農業後継者等への経営改善支援	161件	◎	100件
19	収穫体験農園の整備	10.4ha	○	23ha
24	水田保全の承認面積	109.7ha	◎	50ha
農地の保全		19.1ha	○	約50ha
15	生産緑地制度の活用	1.5ha	○	制度運用
16	農園付公園の整備	事業推進7箇所・3.4ha うち基本設計3箇所・1.6ha	△	35箇所 7.5ha
32	市民農園用地の取得	事業推進3.4ha うち用地取得0.4ha	△	8ha
33	新規の農地貸借	15.6ha	◎	20ha

【参考】



■ 課題と対応

- 農業後継者の育成では、より多くの農業後継者等の研修に対する奨励が可能となるよう事業内容を見直しており、制度が活用されるよう積極的に働きかける
- 市民の農体験のニーズは高いため、身近な場所で気軽にぎ取りなどの体験ができる場の拡充は必要と考える
- 水田保全契約奨励事業は、水田を守る手法としては有効であり、また、10年以上の水稻作付を承認の条件としていることから、制度の継続の必要性が高い
- 農園付公園整備事業は、農地を保全しながら、農体験のニーズに対応できる有効な事業であるが、特区農園や収穫体験農園の開設支援などとの整合性の観点から、今後の事業展開について検討する必要がある
- 農地流動化について、市が借り受けた農地の活用や、新たな借り手への円滑な貸し付けの誘導が必要

緑をつくる施策の評価・検証

■ 施策の内容と主な達成目標

市街化区域の緑は、特に、住宅開発などによる減少が続いている。また、中心市街地においては、市民は緑の量、質ともに不十分であるとの認識を持っています。

そこで、都市の環境を和らげ、緑の機能を活かした街とするため、緑を増やす取組を進めます。

【主な達成目標】

市民協働による地域ぐるみの緑化の取組を展開するとともに、民有地や公共施設への緑化を推進（5か年で生垣設置約1km、公共施設緑化約10haなど）します。

■ 3か年の評価

- 地域の実情にあわせた合意形成と計画策定に相当の時間を要することから、計画策定や実際の緑化整備に取り組んだ地区は、5か年目標に対しては目標をやや下回る地区数となっている
- 地域の緑化計画が策定され、その計画に基づく緑化が進んだことで、地域ならではの緑のまちづくりや、緑をテーマとした地域コミュニティ活動が盛んになった
- 地域ぐるみで策定した計画に基づき、緑が不足している都心区で緑化用地の取得など、新たな取組を進めた
- 民有地緑化では、民間保育園・幼稚園の芝生化の申請件数が23年度に減少し進捗がやや遅れるとともに、生垣緑化は助成件数が低調となっている
- 保育園・幼稚園の芝生化など、民有地での緑化が進むことで、街なかに緑が増え、子どもたちが緑に触れる機会が増えているが、さらに制度が広く活用されるよう取り組むことが必要
- 公立保育園の園庭や小中学校の校庭の芝生化など、さまざまな公共施設の緑化に取り組み、計画を上回る進捗状況
- 地区センターや区役所など、市民に身近な施設での緑化が進み、市民がより身近に緑に触れることができるようになったが、さらに緑の少ない都心区での取組が必要

【主な事業・取組の進捗状況】

	事業・取組	進捗状況	3か年の評価	5か年目標
35	地域ぐるみで緑化計画策定に取り組んでいる地区 計画に基づく緑化の実施	12 地区 6 地区	○ ○	30 地区 18 地区
	民間保育園・幼稚園の園庭芝生化 生垣の設置	32 園 49m	△ △	100 園 1km
37	公共施設の緑化 うち 公立保育園の園庭芝生化 公立小中学校の校庭芝生化	6.4ha 延べ35園 延べ31校	◎	10ha

【参考】



【写真】保育園の園庭芝生化の事例
(西区/南浅間保育園)



【写真】地域で緑化計画を策定し緑化した
公共施設の屋上緑化



【写真】地域緑化計画策定の様子
(港北区/錦が丘地区)



【写真】地域緑化計画策定のためのモデル緑化
(中区/みなとみらい21新港地区)

■ 課題と対応

- ・ 地域ぐるみの緑化では、区役所や他局事業等と連携し、より効率的な事業実施内容と体制を検討することが必要
- ・ 地域ぐるみの緑化の取組地区数を増やし、広く市民が緑化に親しむ機会をつくるには、これまでの取組地区での成果を広報していくことが必要
- ・ 民有地緑化では、制度がより活用されるよう、さらに維持管理に対する負担感を軽減するような取組が必要
- ・ 緑あふれる街をつくるためには、民有地での緑化推進は必要だが、事業・制度や事業実施方法の課題を分析し、助成内容の見直しとあわせて今後の展開について検討が必要
- ・ 園庭や校庭の芝生化では、施設管理者が緑の維持管理技術を習得できるよう、技術的な支援を拡充する必要がある
- ・ 区庁舎等、視認性が高い公共施設や緑化場所などを選定し、集中的に事業を進める必要がある

3 事業費・横浜みどり税の執行状況

(1) 事業費の推移

(単位：百万円)

施策の柱	平成 21 年度 決算額		平成 22 年度 決算額		平成 23 年度 決算見込額		平成 24 年度 予算額	
	事業費	うち みどり税	事業費	うち みどり税	事業費	うち みどり税	事業費	うち みどり税
樹林地を守る	4,810	(372)	6,413	(883)	7,972	(1,498)	12,378	(2,044)
農地を守る	123	(72)	619	(136)	563	(190)	1,800	(436)
緑をつくる	472	(196)	497	(209)	595	(254)	1,431	(807)
【合計】	5,405	(639)	7,529	(1,227)	9,130	(1,942)	15,608	(3,287)

(単位：百万円)

施策の柱	平成 21 年度～平成 24 年度までの 累積見込額				5か年計画額	
	事業費	執行率	うち みどり税	執行率	事業費	うち みどり税
樹林地を守る	31,573	66%	(4,796)	(65%)	47,518	(7,403)
農地を守る	3,104	57%	(834)	(67%)	5,455	(1,237)
緑をつくる	2,994	52%	(1,466)	(60%)	5,796	(2,440)
【合計】	37,672	64%	(7,096)	(64%)	58,769	(11,080)

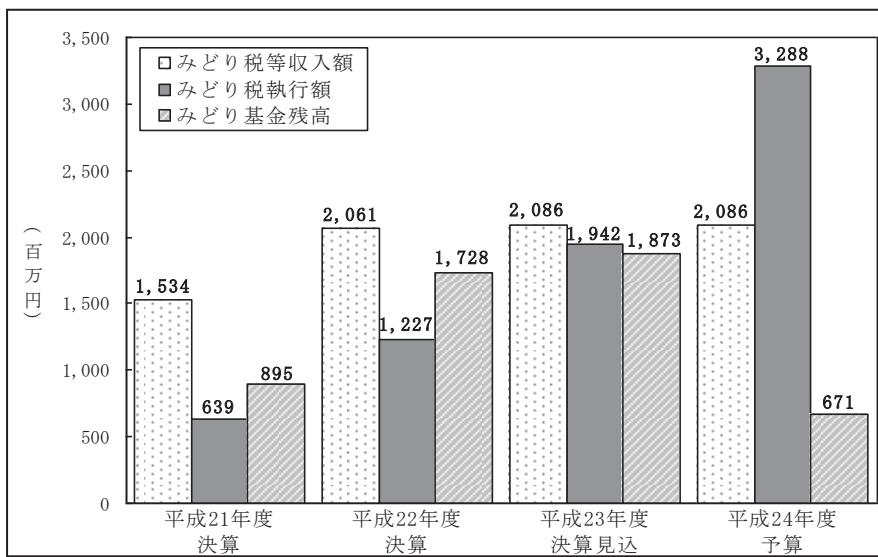
※数値は、端数処理を行っています。

※平成 23 年度決算見込額は、平成 24 年 5 月末現在の数値です。

(2) 横浜みどり税の執行状況

横浜みどり税の収入額・執行額・基金残高の推移

- 平成 21 年度、平成 22 年度の決算：みどり税収入よりも執行額が少ない
- 平成 23 年度決算見込：みどり税収入と執行額がほぼ同額
- 平成 23 年度が終了した時点の基金残高見込：約 18 億 7 千万円



※平成 23 年度決算見込額は、平成 24 年 5 月末現在の数値です。

※平成 24 年度予算の「みどり税執行額」には、予備費百万円を含みます。

※横浜みどり税(収入額)には、基金の運用益を含みます。

4 各事業・取組の評価・検証

3か年の評価の基準
 ◎：計画を上回る進捗
 ○：概ね計画通りの進捗
 △：計画を下回る進捗

■ 樹林地を守る施策 (P. 12~30)

事業・取組	3か年の評価	事業・取組	3か年の評価
1 緑地保全制度等の拡充	○	8 みどりの夢かなえます事業	◎
2 篤志の奨励制度	△	9 間伐材資源循環事業	○
3 緑地再生等管理事業	○	10 愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業	○
4 市民協働による緑地維持管理事業	○	11 ウエルカムセンター整備事業	△
5 森づくりリーダー等育成事業	○	12 特別緑地保全地区指定等拡充事業	○
6 樹林地管理団体活動助成事業	○	13 よこはま協働の森基金制度の見直し	○
7 森の楽しみづくり事業	○	14 国への制度要望	△

■ 農地を守る施策 (P. 31~51)

事業・取組	3か年の評価	事業・取組	3か年の評価
15 生産緑地制度の活用	○	25 かんがい施設整備事業	○
16 農園付公園整備事業	△	26 不法投棄対策事業	◎
17 特定農業用施設保全事業	○	27 環境配慮型施設整備事業	○
18 共同直売所の設置支援事業	○	28 機械作業受託組織育成事業	○
19 収穫体験農園の開設支援事業	○	29 担い手コーディネーター育成・派遣事業	◎
20 食と農との連携事業	○	30 農業後継者・横浜型担い手育成事業	◎
21 施設の省エネルギー化推進事業	◎	31 農地貸付促進事業	○
22 生産用機械のリース方式による導入事業	○	32 市民農園用地取得事業	△
23 集団的農地の維持管理奨励事業	◎	33 農地流動化促進事業	◎
24 水田保全契約奨励事業	◎	34 国への制度要望	○

■ 緑をつくる施策 (P. 52~62)

事業・取組	3か年の評価	事業・取組	3か年の評価
35 地域緑のまちづくり事業	○	39 いきいき街路樹事業	○
36 民有地緑化助成事業	○	40 民有地緑化の誘導等	○
37 公共施設緑化事業	◎	41 建築物緑化保全契約の締結	○
38 公共施設緑化管理事業	△	42 みどりアップ広報事業	○

※事業実績の3か年累計は端数処理を行っています。

2 市民・土地所有者意識調査の結果（概要）

概要

平成 26 年度以降の緑施策を検討するにあたり、平成 24 年 7~8 月に横浜市民、市内に農地や樹林地を所有する方を対象とした意識調査を実施しました。

調査の対象

市民：3,000 人（住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為に抽出した満 20 歳以上の市民）

樹林地所有者：5,332 人（一筆 500 m²以上の樹林地所有全員）

農地所有者：3,000 人（1,000 m²以上の農地所有者から無作為抽出）

実施期間 平成 24 年 7 月 6 日（金）～平成 24 年 8 月 3 日（金）

回収数 ※ () 内は回収率

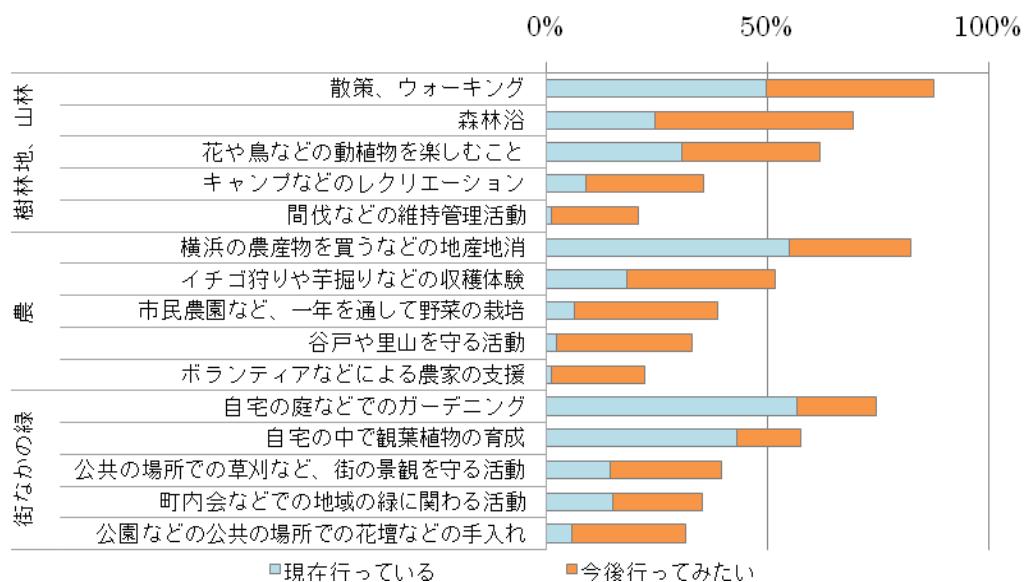
市民：1,173 票（39.1%） 樹林地所有者：1,778 票（33.3%） 農地所有者：1,228 票（40.9%）

市民意識調査の結果

（1）緑との関わりや活動について～緑との関わりに対するニーズが高い

調査の結果から、レクリエーションや地域活動として、緑と何らかの形で関わっている、又は関わりたいと考える市民が多くいることが分かりました。また、「谷戸や里山を守る活動」、「公園などでの花壇などの手入れ」など、公共的な空間で、より積極的に緑と関わる活動に意欲を示す方が、それぞれ 2 割程度存在しています。市民が緑と関わる機会を増やし、市民の力を緑の保全に活かしていくことが重要であると言えます。

◆緑との関わりや活動について、市民が「現在行っていること」「今後行ってみたいこと」

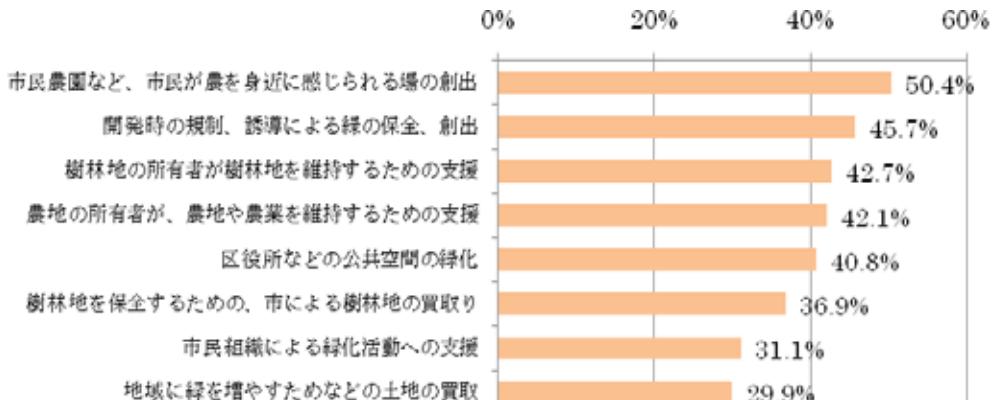


(2) 緑に関して行政に求めること

市は緑に関する取組として何をすべきかについて、「市民農園など、市民が農を身近に感じられる場の創出」と答えた方が約5割おり、「農」に関する関心の高さが伺えます。

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の成果を実感したことについては、「市民の森や公園が整備されているのを実感している」という声がある一方、「街路樹の整備や維持管理の頻度が足りないことを実感している」など、保全・創出された緑の維持管理を求める声も多くありました。

◆市は緑に関する取組として、何をすべきか



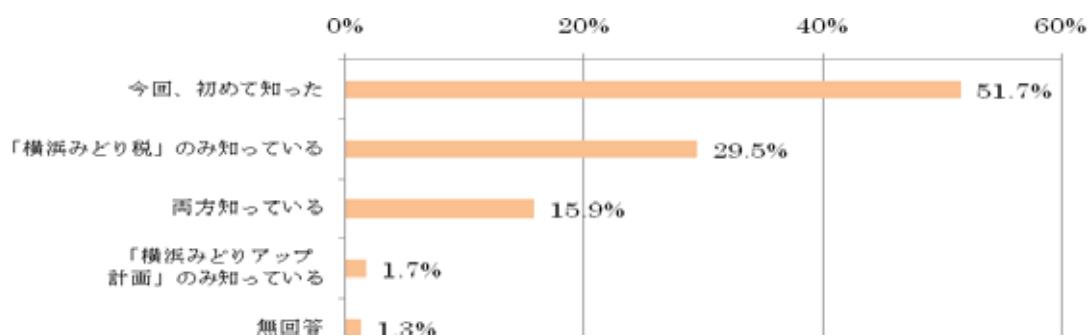
横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の成果を実感したこと（自由意見）

- ・市民の森や公園の整備がされているのを実感している。
- ・学校の野外活動などで、子どもたちが緑にふれあう機会があり、大変いいことだと実感している。
- ・街路樹の整備や維持管理の頻度が足りないことを実感している。
- ・成果を実感できていないので、事業を進めてほしい。
- ・みどり税がどのように使われているかがわからず、実感もない。市民に向けての広報が少ない。

(3) 横浜みどりアップ計画の広報について

「横浜みどりアップ計画」「横浜みどり税」については、「今回、初めて知った」という方が約5割いることが明らかになりました。望ましい広報手段については、約7割の方が「広報よこはま」を選択しています。積極的かつ効果的な広報により、市民の認知を広げることが必要だといえます。

◆税や計画の認知度

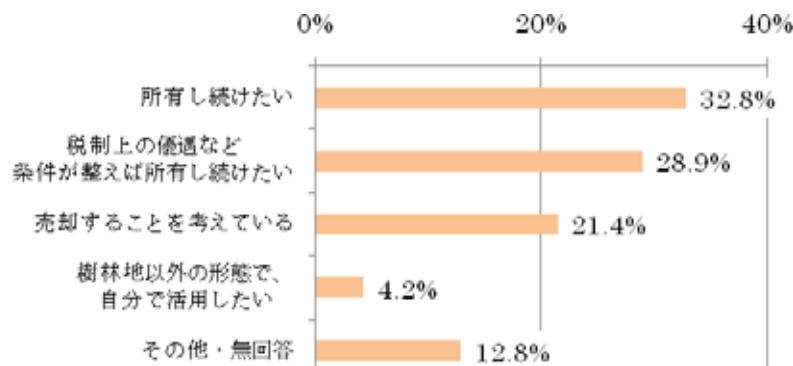


樹林地所有者意識調査の結果

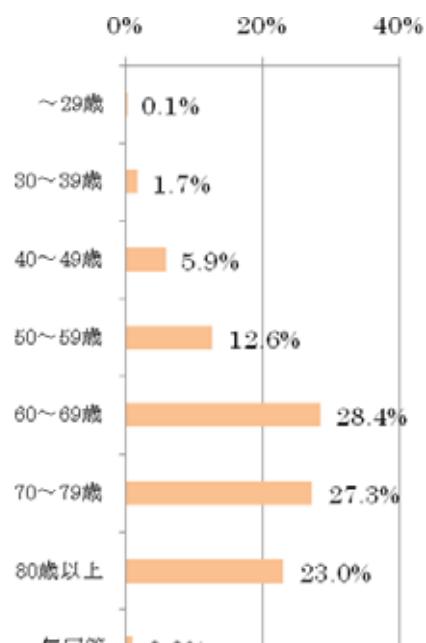
(1) 樹林地の所有について

樹林地の所有について、今後も所有し続けたい、又は税制上の優遇など条件が合えば所有し続けたいとする方が約6割でした。固定資産税等の減免は指定のメリットと認識されており緑地保全制度による指定の継続を継続していくことが求められます。

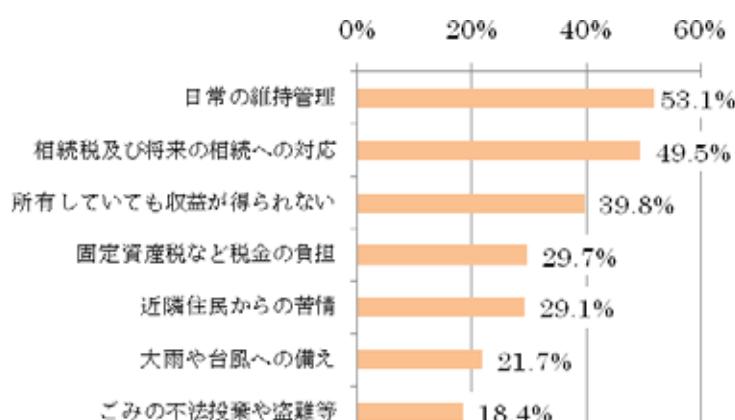
◆樹林地の所有継続意向



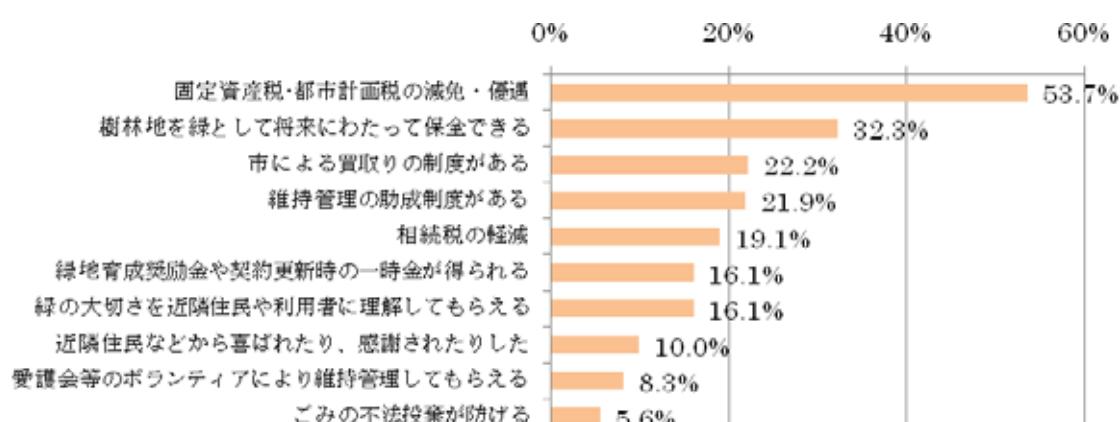
◆所有者の年齢構造



◆樹林地を所有する上での課題



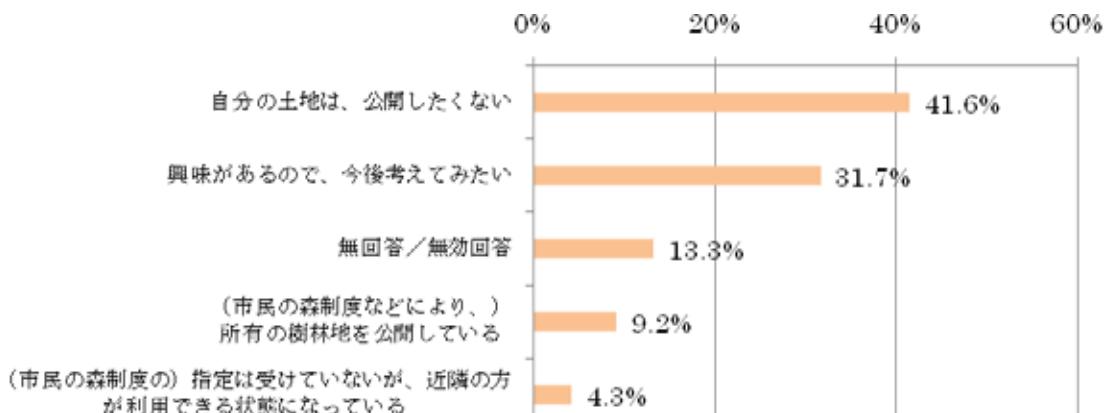
◆制度の指定を受けて良かったこと



(2) 市民との関わり

市民の森として所有する樹林地を公開することについて、公開したくないとする方が約4割いる一方、約3割の方が前向きな回答をしています。このような結果から、散策や自然観察、維持管理など、市民が利用したり、関わったりできる森を増やせる可能性があります。

◆樹林地を公開することについて



農地所有者意識調査の結果

(1) 今後の営農について

農業を続ける意向のある方は、土地所有者の約4割でした。農業後継者については、約4割の方が「現地点ではわからない」を選択しています。

農業を継続するまでの課題としては、約5割の方が「相続税の支払いに不安がある。又は負担が大きい」を挙げています。意欲ある農家の支援の継続や、新たな担い手の育成・支援が必要であると言えます。

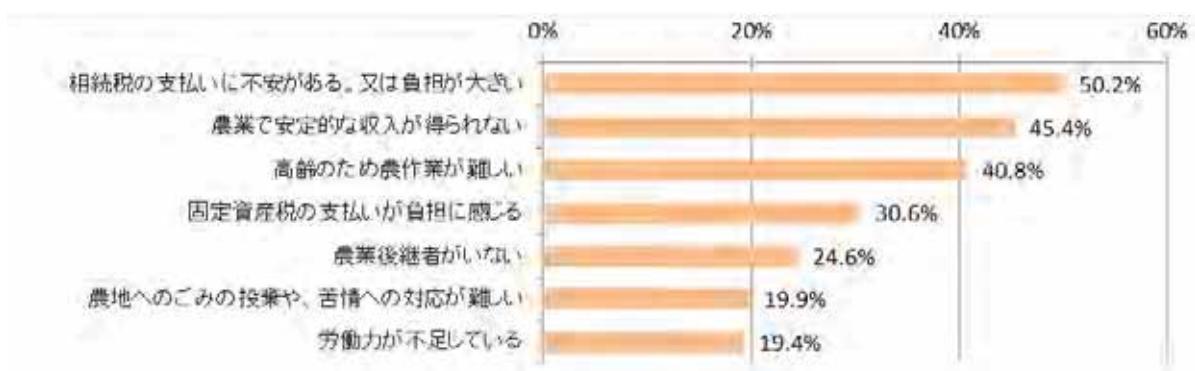
◆農業を継続する意向があるか



◆農業後継者の有無



◆耕作を継続するまでの課題



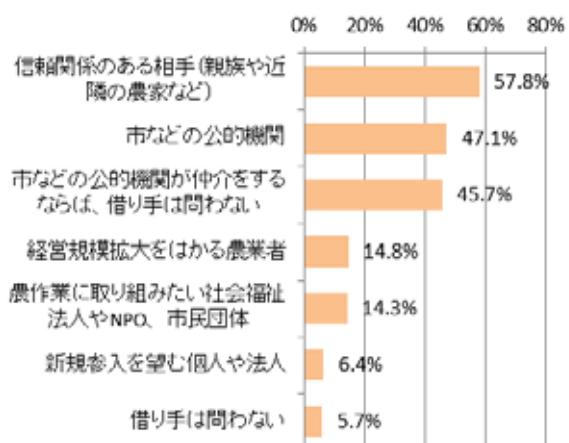
(2) 農地の貸し借りについて

農業を継続する意向について、「意向がない」「どちらともいえない」を選択した方に、耕しきれない農地をどうするか聞いたところ、約3割の方は「他の用途に転用する」と回答しています。また、農地を貸しても良い相手を聞いたところ、約5割の方が「市などの公共機関」と回答しています。転用を防ぐ方策や積極的な農地貸借の促進が必要だと言えます。

◆耕しきれない農地をどうするか
 <設問：農業を継続する意向があるか
 どちらともいえない・いいえ を選択した人>



◆農地を貸しても良い相手
 <農地を貸しても良いと回答した人が回答>

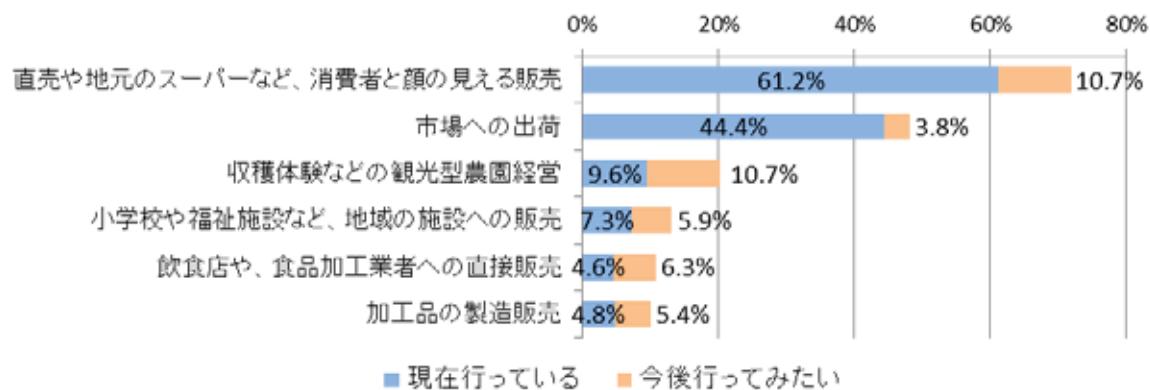


(3) 農業経営や、市民との交流について

農業経営については、直売やスーパーなど消費者と顔の見える販売を「現在行っている」、「今後行ってみたい」とした方が7割を超えており、都市農業の特徴が表れていると言えます。

市民との交流については、「手間がかかるのであまり関わりたくない」と回答した方が3～4割いる一方、「直売所などで顔の見える関係が築けることが望ましい」と答えた方も多くいました。市民との交流や、市民が「農」に親しむ場を提供することに積極的な農家の支援をしていくことが効果的であると言えます。

◆今後の農業経営について



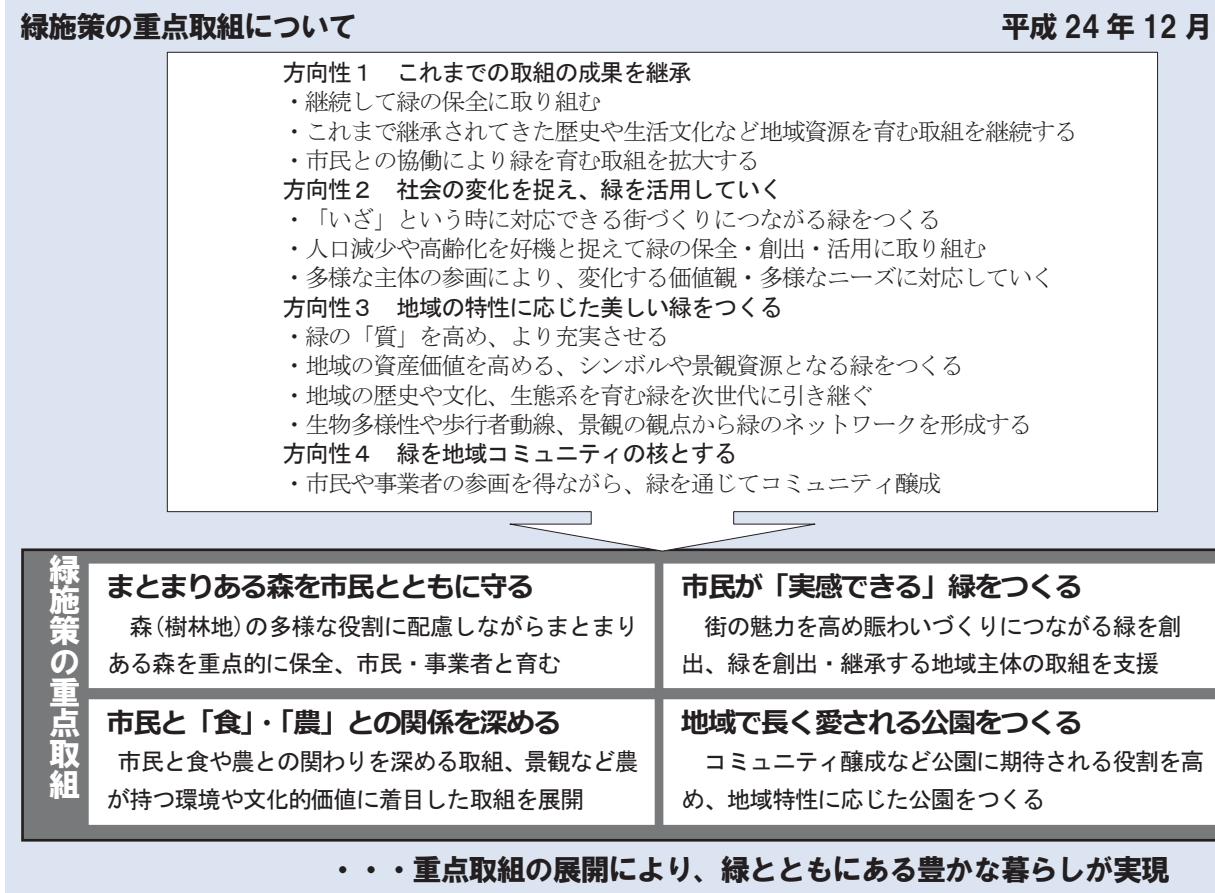
◆市民との交流について



3 横浜市環境創造審議会からの答申（概要）

平成 26 年度以降に重点的に取組むべき緑施策について、専門的かつ幅広い見地から検討をしていただきため、平成 24 年 5 月に横浜市長から横浜市環境創造審議会に「緑施策の重点取組について」諮問し、審議会からは 12 月に答申をいただきました。

（1）答申の概要



（2）検討の経過

平成 24 年 5 月	第 16 回横浜市環境創造審議会開催 諮問、緑施策部会への付託
平成 24 年 6 月	第 1 回緑施策部会開催 緑の現状と緑施策の取組状況について検討
平成 24 年 7 月	第 2 回緑施策部会開催 重点取組の方向性について検討
平成 24 年 9 月	第 3 回緑施策部会開催 部会報告案の検討
平成 24 年 11 月	第 17 回横浜市環境創造審議会開催 緑施策部会から審議会に報告
平成 24 年 12 月	横浜市環境創造審議会から答申

（3）横浜市環境創造審議会「緑施策部会」委員

委員名	役職等	
進士 五十八	東京農業大学名誉教授	環境創造審議会会長
後藤 ヨシ子	横浜商工会議所副会頭	環境創造審議会委員
高梨 雅明	(社)日本公園緑地協会研究顧問	環境創造審議会委員、部会長
池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授	専門委員（ランドスケープ）
薦谷 栄一	(株)農林中金総合研究所特別理事	専門委員（都市農業）

4**市民参加の組織「横浜みどりアップ計画市民推進会議」の運営**

平成 21 年度から 25 年度までの計画である横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の推進のため、市民参加による施策・事業の評価及び意見、提案等と、市民の方への情報提供を主な役割とする市民参加の組織「横浜みどりアップ計画市民推進会議」が設置・運営されています。

(1) 委員構成

会議は、学識経験者（5名）、関係団体（5名）、町内会・自治会代表（1名）、公募市民（4名）計15名により構成されています。

委員名	役職等
座長 進士 五十八	東京農業大学 名誉教授
副座長 鳶谷 栄一	(株)農林中金総合研究所 特別理事
飯島 章	横浜農業協同組合 常務理事
池邊 このみ	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授
伊藤 博隆	公募市民
内田 洋幸	元横浜農業経営士会 会長
川井 啓介	市民の森愛護会連絡会 会長
佐々木 明男	横浜市町内会連合会 副会長
清水 靖枝	長屋門公園管理運営委員会 事務局長
田中 佳世子	公募市民
中塚 隆雄	公募市民
望月 正光	関東学院大学 経済学部 教授
糀山 民雄	よこはま緑の推進団体連絡協議会 会長
山口 洋一	横浜商工会議所 事業推進部長
吉田 洋子	公募市民

(平成 24 年 4 月 1 日時点)

(2) 活動状況

平成 21 年 5 月から平成 25 年 1 月までに、以下の活動を行いました。

- ・会議の開催：13回
- ・現地調査の実施：9回
- ・みどりのオープンフォーラムの開催：3回
- ・広報誌「濱 RYOKU」の発行：14回
- ・活動報告書：平成 21 年度、22 年度、23 年度の3回



広報誌「濱 RYOKU」